

男女共同参画会議  
第5次基本計画策定専門調査会  
(第7回) 議事録

内閣府男女共同参画局

## 第5次基本計画策定専門調査会（第7回） 議事次第

日 時 令和2年10月8日（木）14:00～17:16  
場 所 合同庁舎第8号館5階共用C会議室

1. 開 会
2. 第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方（案）について
3. 意見交換
4. 閉会

○佐藤会長 出席予定の方がいらっしゃっていますので、ただいまから、第7回「第5次基本計画策定専門調査会」を開催いたします。

お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、白波瀬委員と辻村委員が御欠席という連絡を受けております。高橋委員は体調の関係で、オンラインで出席できるようであれば御出席という御連絡をいただいております。

また、本日は、橋本大臣にも御出席いただいております。橋本大臣には、後ほど御挨拶いただければと思います。

なお、本日は、オンラインで同時中継をしております。傍聴の方は、御自宅等からご覧になっていると聞いておりますので、皆様、よろしく願いいたします。

それでは、まず最初に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○古瀬推進課長 配付資料の御説明をさせていただきます。

議事次第に配付資料一覧がございます。

まず、資料1-1は、基本的な考え方（案）につきまして、素案からの修正箇所を見え消しで示したものの、資料1-2はその溶け込み版でございます。

資料2-1は、8月25日、29日に開催しましたオンライン公聴会、8月1日から9月7日までに実施しました意見募集の結果の集計結果でございます。

資料2-2は、公聴会で御紹介した御意見と意見募集においてお寄せいただいた御意見を一覧にしたものでございます。なお、資料2-2につきましては、本日は各委員の席上のみ配付とさせていただきます。この資料の公表につきましては、現在この中に、個人情報をお書きになっているものがあつたり、文字化けといったことがありますので、その補正を行っております。その作業が終わり次第、内閣府のウェブサイト公表する予定としております。本日傍聴の皆様におかれましては、この資料につきましては本日ご覧いただくことができないことになっており恐縮でございますが、御了承いただけますようよろしくお願いいたします。

資料の説明に戻ります。資料3は、様々な若者の団体が合同で作成されたユースからの提言、資料4は、内閣府で実施をしました、青少年に対して男女共同参画に関する考えをアンケート調査した結果をまとめたものでございます。

参考資料1-1は「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の開催について」という縦置きのものでございまして、先般、検討開始した研究会の関係でございます。参考資料1-2は、同研究会で配付した資料、参考資料2は、男女共同参画に関する最近の動向をお配りしております。また、最後に参考資料3としまして、堀江委員からの提出資料をお配りしております。

以上です。

○佐藤会長 お手元の資料で足りないものがあれば、事務局のほうに、後で気づかれたら言っていただければと思います。取りあえず大丈夫ですか。

ありがとうございました。

それでは、橋本大臣から御挨拶をいただきたいと思います。

大臣、よろしくお願いいたします。

○橋本大臣 皆様、こんにちは。橋本聖子でございます。

本日は、佐藤会長をはじめ委員の皆様方に御出席をいただき、また、オンラインでも御出席いただいております先生方にも、心から感謝を申し上げます。

私から一言御挨拶をさせていただきますけれども、今、委員の先生方の前に分厚い資料がどんと置かれております。置かせていただきました。これは、国民の皆様から寄せられた御意見をまとめたもので、合計5,600件で、1,700ページに及ぶ非常に多くの方々の真剣な思いを、今回私自身もしっかり受け止めさせていただきました。

その中で、25年前の北京会議の開催前からこの男女共同参画に大変な力を注いでいただいております方々から、もっと進めたほうがいいと。25年もたつてどうしているのだというような意見、あるいは次世代を生きる10代、20代の若い方からも幅広く御意見をいただきました。厳しい御意見もあり、そしてまた未来に向かってしっかりと明るい日本の姿が描いていけるようなものをつくり上げていただきたいという、非常に元気が出るようなコメントもいただいてまいりました。

今回、基本計画は、今を生きる人々のためだけではなくて、次世代のためのものであると私は思っております。今回初めてかと思えますけれども、ユースの方たちが、私のところ、大臣室に意見を話しに来てくださったのです。非常に勉強されていて、そして非常に前向きな御意見をたくさんいただいたものですから、ただ単に意見をお聞かせいただくだけではもったいないと思ひまして、ぜひ、ユースからの提言で基本計画をつくってみてはどうかとお話をさせていただきます。資料3に添えさせていただいたのですけれども「第5次男女共同参画基本計画パブリックコメントに伴うユースからの提言」ということでつくらせていただきました。

こういった方々においても、非常に大切な意見でもあると思いますので、ぜひこういった一つ一つを受け止めていただいて、この取りまとめに活かしていただければと思っております。

また、男女共同参画社会の実現は、男性、そして女性だけではなくて、外国人やLGBTの方、ひきこもりの方など困難を抱える人たちも含めて、全ての人に寄り添い、全ての人活躍できる社会、言い換えますと、全ての人を包摂し、そして全ての人幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現につながるようにしたいと思っておりますので、ぜひ、第5次の未来に向かっていけるようなものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございます。

○佐藤会長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、カメラ撮りはここまでということで、よろしくお願ひいたします。

(カメラ退室)

○佐藤会長 本日の会議は、開催時間を3時間としております。いつもより長めです。

これは大臣からも御説明がありましたように、意見募集が5,600件を超えるということや、公聴会でも550件程度の御意見をいただいたということ踏まえて議論していただくということで、長く取らせていただいています。

本日の進め方として、まず事務局より、議題2「第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方(案)」について御説明いただき、その後、意見交換をしたいと思います。今日は3時間ということですので、大体真ん中の90分ぐらいのところ10分の休憩を入れたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

配付資料についてここは説明してほしいということがあれば、その後でも、先ほど大臣から御説明があったユースからの提言等、もしあれば後で御説明していただくことも可能かと思えます。

それでは、基本的な考え方について、事務局からまず御説明いただければと思います。

林局長、よろしくお願いいたします。

○林局長 このたび男女共同参画局長に着任をいたしました林と申します。よろしくお願いいたします。

先生方におかれましては、男女共同参画のこれからの5年間の方向性を決める大変重要な基本計画につきまして、精力的な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

7月末に、先生方に取りまとめていただきました基本的な考え方(素案)につきまして、今般、大きく分けて3つの観点から、事務局として修正をいたしました。本日は、その修正案につきまして御議論いただきまして、御意見を踏まえてさらに修正したいと思います。

また、各分野の具体的な数値目標につきましては、次回の専門調査会に案をお示しいたしまして、御議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは、本日御議論いただきます修正案について、お手元の資料1-1をご覧ください。詳細はこの後、推進課長より御説明いたしますが、私からは修正の大きな考え方について、3点申し上げたいと思います。

1点目は、意見募集、いわゆるパブリックコメントや公聴会での御意見を踏まえた修正でございます。

5年前の4次計画策定時は3,616件の御意見をいただきましたが、今回は前回は大きく上回る5,638件の御意見をいただいております。

また、今回初めての試みとしてオンラインでの公聴会も開催し、私自身、2度の公聴会とも出席いたしましたが、そこでも大変貴重な御意見を数多くいただきました。

さらに、先ほど大臣から御紹介のあった若い方々からの御提言も含め、様々な団体から要望書も頂戴しております。

私どもは、こうした多くの方々からの男女共同参画の実現に向けた強い思いを重く受け止め、今回、その思いに真正面から真摯に応える計画にしたいと考えてまして、各省庁に

議論を投げかけ、修正作業をいたしました。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する修正でございます。

夏前に素案について御議論いただいたときは、まだ十分に判明しておりませんでした。コロナ禍による影響が女性の雇用や所得、女性に対する暴力などに顕著に現れてきております。他方、オンラインの活用による働き方や暮らし方の変化も見られるようになっております。

新型コロナウイルス感染症の先行きは大変不透明でございますが、例えばマクロ経済への影響については、国際機関や民間エコノミストの見通しでは、コロナ前の実質GDP水準に戻るの再来年、2022年以降になるという見方が大勢でございます。このため、「第1部 基本的な方針」における感染症拡大についての記載を「2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題」の(1)として独立させるとともに、記載を充実させております。具体的には3ページ目のところでございます。

さらに、コロナ禍の影響につきまして、参考資料1-1「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の開催について」にありますとおり、新たに研究会を開催いたしまして、議論を始めたところでございます。

現時点で記載できることはこの案に書き込んでおりますが、今後、事態の推移を見ながらさらに検討を続け、研究会での議論の成果を、来年度の重点方針にその内容を盛り込みたいと考えております。なお、参考資料1-2は、男女別の雇用への影響をはじめとする関連するデータをまとめたもので、9月30日に開催された第1回の研究会で配付した資料です。御参考までにお配りをしております。

修正の趣旨の3点目は、文言や表現に関することでございます。

男女共同参画社会基本法が成立いたしましたしてから20年余りが経過いたしました。男女共同参画社会の実現に向けて裾野を広げ、もう一段の強力な取組が必要であると考えております。そのためには、この基本計画をより多くの幅広い方々に読んでいただけるようにすることも大切ではないかと考えております。

こうしたことから、今回は男女共同参画に関わっている方だけではなく、これまで関わってこられなかった方にも分かりやすいものにするという観点から、文言や表現を修正しております。

先生方におかれましては、ぜひ忌憚のない御意見をいただけたらと思います。

それでは、具体的な修正案につきまして、推進課長より御説明申し上げます。

○古瀬推進課長 それでは、素案からの主な修正点につきまして、資料1-1、本文見え消し版の資料に沿って御説明申し上げます。

まず、1ページ目でございます。第1部に「はじめに」というくだりを1ページ追加しております。これは意見募集の中で、これまでの取組の流れや進展がまだ十分ではない要因について、総括をしっかりと書くべきという御意見をいただいたことを踏まえまして、元の素案でも何か所か記載をしている部分はありましたが、冒頭にまとめて総括をしっかりと

と書き込むこととしたものでございます。

次に、3ページの下半分は、今ほど局長からも説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大につきまして、大規模災害と一緒にしていたものを独立させて、冒頭に持ってくることでございます。

次に、8ページの3行目は、「男性中心型労働慣行」につきましてきっちり触れるべきという御意見を踏まえまして、加筆してございます。また、同様の修正を第2分野の雇用のところでもしてございます。

同じ8ページ、(5)でございます。表題を「デジタル化社会への備え」と修正いたしておきまして、全体の趣旨は変えておりませんが、AIだけではなくデジタル化全体を視野に入れて、記載を充実させてございます。

次に20ページ、第2部の第1分野でございます。アの政治分野につきまして、全体を【P】、ペンディングとさせていただきます。ペンディングの趣旨としましては、この基本的な考え方の答申の後に計画策定のプロセスもございまして、その計画策定プロセスも含めまして、今後修正があり得るという趣旨でございます。

同じ20ページの18行目、地方議会における取組としまして、②出産、育児、介護等が欠席事由として会議規則の明文化されていない地方議会におきまして、会議規則の整備が進むよう、三議長会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して要請を行う旨を追加いたしてございます。

次の21ページの⑤にも、ハラスメント防止に関する研修の実施等の促進について、同様に三議長会に要請を行う旨、追加いたしてございます。

22ページの8行目、最高裁判事も含め裁判官について、女性割合を高めるべきという御意見がございましたので、①としまして、最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請するという旨を、今回新たに追加いたしてございます。

30ページ、第2分野でございます。

2つ目の○でございますが、就活セクハラにつきまして若い方々から多くの御意見をいただいたことを踏まえまして、基本認識の記載を厚くしてございます。

同時に、35ページの23行目のウから具体的な取組が始まるわけですが、ここでもタイトルのほうに「就職活動」ということを入れ込みまして、併せて取組についても書き込みをしております。

30ページにお戻りいただきまして、一番下の○でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の項目におきまして、状況の変化を踏まえまして、元の素案では注視する必要があるという記載がございましたが、アップデートをして、書き込みをいたしてございます。

そのほか、32ページの1行目の年次有給休暇の取得促進、33行目のテレワークの導入促進支援などにつきまして、御意見を踏まえ取組を追加いたしてございます。

42ページ、第3分野でございます。まず、全体の構成の変更がございまして、素案におき

ましては、環境問題について4次計画と同様に第3分野の地域のところに記載をしておりましたが、御意見として、「環境は災害と関係が深いため防災と同じ分野にすべき」、「環境は重要であり独立した分野とすべき」といった御意見を多数いただきましたので、環境分野の記述を第8分野の防災分野に移しております。

43ページ、3行目の①に、女性デジタル人材の育成など、学び直しの支援について書き込みをしております。

50ページ、第4分野ですが、27行目をご覧いただきたいと思います。大学や研究機関におけるアカデミックハラスメントにつきましての御意見を踏まえて表題を見直すこととし、併せて51ページの上にあります②につきましては、内容にも鑑みて、49ページの一番上に移動をさせております。

50ページにお戻りいただきますが、21行目、若手研究者のポスト拡大に向けた施策や若手研究者向けの研究費採択において、育児・介護等による研究の中断に配慮した応募要件となるよう促すことについて、新たに盛り込みをしております。

次に第5分野、56ページでございます。

四角が終わった後の3行目から①という項目が始まりますが、これは御意見の中で、暴行・脅迫要件やいわゆる性交同意年齢の在り方について大変多くの意見があったことを踏まえまして、性犯罪に関する刑事法の在り方に関する検討について、詳細に内容を加筆することとしたものでございます。

右側の57ページの1行目の⑥でございますけれども、痴漢に対しても厳正な対象が必要という御意見を踏まえ加筆をしております。

59ページの⑨でございます。児童・生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員等に対する取組の項目の中に、教員の懲戒免職処分歴等の情報の検索可能な期間を直近40年に延長することとしたことなどを盛り込んでおります。

63ページ、一番上の○ですが、新型コロナウイルス感染症の影響の中でオンラインハラスメントの問題も指摘されていることから、その旨を加筆いたしております。65ページでも、4行目の①にメディアリテラシーの向上を含め加筆いたしております。

次に第6分野、70ページをご覧ください。「ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり」の中の項目ですが、④養育費の支払い確保に向けた調査・検討を進めるということを追加するとともに、その下ですが、安全・安心な面会交流のための具体策の検討と、子供の最善の利益を図る観点から、父母が離婚した後の子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進めることを盛り込んでおります。

また、74ページの13行目、人権相談につきまして、専門性を持った相談体制の充実を進めてほしいといった御意見を踏まえて修正をしております。

次に第7分野、78ページから79ページでございます。構成の変更をしております。素案の段階で「妊娠・出産期」としていた箇所については「妊娠・出産は全ての人が経験するわけではない」という御意見を踏まえて、場所を移動させて、年代ごとの取組推進の流れ

れとは別に整理することとしたものでございます。

78ページの15行目に⑤がございまして、緊急避妊薬につきまして、緊急時の入手が容易でないため、処方箋なしに薬局で購入できるようにしてほしいという多くの御意見を踏まえて、項目を追加したものでございます。

同じ78ページ、下のほうの②から④でございまして、不妊治療につきまして、御意見を踏まえ、経済的負担軽減のための保険適用の実現や、仕事との両立に向けた職場環境の整備など、記載を充実しております。

また、84ページに飛んでいただきます。スポーツ団体における女性役員比率向上の取組につきまして、②の記載を拡充させ、女性理事の目標割合40%達成に向けた取組について、追加しております。

第8分野でございまして、85ページからでございますが、先ほど申し上げましたとおり、環境問題について第3分野から第8分野に移動させております。あわせて、基本認識の一番下の○ですが、気候変動による気象災害リスク増加の可能性が指摘されていることなども追記をいたしております。併せて、89ページですが、項目の4を追加いたしております。

また、その手前の88ページも3の項目が追加になってございまして、これは国際的な枠組みに触れるべきという御意見を踏まえて修正したものでございます。

次に第9分野、90ページでございまして。

4つ目、5つ目の○でございまして、各種給付金などを世帯単位から個人単位にという御意見を多数いただきましたので、マイナンバーも活用しつつ、見直しの検討を進める旨を新たに盛り込んでおります。

91ページの14行目以降につきましては、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いや、退職給付に係る税制について記載を盛り込んでおります。

同じく91ページの下②と③でございまして、②の旧姓の使用、③の選択的夫婦別氏制度につきましては、非常に多くの御意見をいただいている部分でありまして、よく議論して進める必要もあるため【P】、ペンディングということで印をつけさせていただいております。

第10分野、97ページでございまして、30行目でございまして、医学部入試問題につきまして、多くの御意見を踏まえて記載を追加いたしております。特に医学部医学科入学者選抜に係る入試情報については、各大学において、男女別の合格率の積極的開示を促すということを追記しております。

98ページでございまして、②や⑤において、公聴会でいただいた御意見を踏まえ、学校法人について、女性活躍推進法や育児・介護休業法、その他の労働関係法令の適用があるということを改めて目立つように追加・修正したものでございます。

100ページでございまして、上の四角の中ですが、表現の自由を十分尊重すべきという御意見を踏まえ、その旨を明記しております。

同じページの15行目の5という項目につきましては、メディア分野等におけるセクシュ

アルハラメント対策の強化について加筆いたしております。

次に第11分野、103ページでございます。

17行目の②でございますが、女子差別撤廃条約の選択議定書について、早期批准を求める多くの御意見を踏まえ、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と加筆をいたしております。

「IV 推進体制の整備・強化」でございます。108ページ、14行目の⑤、ユースの団体からの御意見なども踏まえまして、推進体制の運営に当たって、学識経験者や女性団体、そして若年層など、幅広い御意見を反映していくことを追記いたしております。

109ページの16行目、⑥でございます。税制や社会保障制度に関する見直しを求める御意見が多く寄せられたことを踏まえまして、男女共同参画会議において、税制や社会保障制度について、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるということを新たに入れ込んでおります。

最後、110ページでございます。29行目の④、⑤は、男女共同参画センターにつきまして、強化・発展に向けた積極的な取組を明記すべき、あるいは、オンラインによる事業展開を含めることが必要といった御意見を踏まえまして、記載を充実させたものでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 ただいま、基本的な考え方(案)の改訂版を御説明いただきましたけれども、前回の専門調査会の委員の先生方の御意見と、パブリックコメントあるいは公聴会の意見を踏まえて調整をさせていただいています。

数か所ペンディングがありますけれども、これは後退という意味ではなくて、もう少し書けないかということを含め、調整中だということですので、そういう趣旨で御理解いただければと思います。

この後、90分ぐらいで休憩ということで、1時間ぐらい御意見を伺ってから休憩としたいと思います。

2巡目もありますので、1回目は全員に5分ぐらいで止めていただく。5分になったら5分ですと言うようにしたいと思います。名簿の順でいきたいと思っておりますので、そろそろ自分だなど。皆さんのところに名簿はありますよね。ないですか。では、あいうえお順で、ここにいらっしゃる方とオンラインの方が交互になる可能性もありますけれども、最初、1巡目は5分ずつ御説明いただいて、小山内委員、小西委員、白河委員、末松委員、鈴木委員、種部委員、徳倉委員ぐらいの感じです。ずっとこういう感じでいきますので、皆様忘れてしまうと思っておりますので、また途中で言います。

それでは、ただいまの御説明について、御意見があればお願いしたいと思います。

小山内委員、お願いいたします。

○小山内委員 小山内でございます。

まず、パブコメ5,600という数字への感動と、どれもが非常に実体験に基づいて、すごく熱い思いが感じられる内容でした。また、ユースの皆様からの意見も大きな課題を投げか

けられたような思いです。

これまでの5次計画の専門調査会での自身の発言に対しての反省の念も含めまして、これらの意見に向き合って発言させていただきます。

まず、99ページの「Ⅳ 推進体制の整備・強化」のジェンダー統計についてです。

ジェンダー統計は、男女格差の実態を可視化し、その要因を分析するための基本的なツールであり、ジェンダー統計の拡充が求められます。しかし最近、危惧する点があります。22、44の意見にもありましたが、総務省が性的少数者への配慮を理由に、選挙立候補者の性別を非公開にするなど、この方針に逆行する政策が出てきているなどの意見がありました。

実は私もある市の男女共同参画の担当課長から、男女センターの利用者の性別記入欄の有無について相談されたことがあります。これは議会から質問をされたということなのですが、このように、現場では少し混乱が起きているように見受けられます。

そのような状況において、性的少数者への配慮は、ジェンダー統計による実態把握の上で初めて可能になるとの社会的認識、共有を図ることについても併せて記載することが必要だという意見もございました。私も同感でございます。

続きまして、78ページから第8分野、防災について書かれています。この中で大きく3点、お話ししたいと思います。

○佐藤会長 ページ数は見え消し版のほうですか。

○小山内委員 最終的なこちらのものです。

○佐藤会長 どちらのほうか言っていただきたいと思います。

○小山内委員 すみません。案のほうです。よろしいでしょうか。

○佐藤会長 資料1-2のほうですね。

○小山内委員 そうです。資料1-2のほうになります。申し訳ございません。

まず、大きく3点あります。

1番目が、基本認識や参画拡大の中に「若年層」という言葉が追記されたことは、地域防災力の向上にもつながると思います。私も青森において、男女共同参画の視点を取り入れた中学生防災教育プログラムを避難所体験型、ゲーム型で実施しております。これまでに3,000人以上を対象に実施しております。これは東日本大震災の災害において、中学生は脆弱な存在ではなくて、地域のために活躍したという事実に基づいて実施しているものであり、中学生は将来の地域防災の担い手であると実感しております。

続いて2点目、災害時における女性への暴力について、80ページに書かれています。この中に、女性への暴力についても、その事実と暴力防止に向けた施策の強化をという声がある意見の中で多くありました。先ほどの中学生防災教育プログラムの中でも、私は必ず講話や体験の中で性暴力などの話も取り入れています。そうしたところ、生徒はもちろん教職員、取材に来たマスコミの方からも、そういったことについて初めて知ったという声を聞くことがあります。それだけ、いまだにこの部分につきましても、一部の人にしか認識さ

れていないのではないかと考えております。

そういうこともあり、80ページの「性被害・性暴力の防止等」という文言が具体的に明記されたことで、防災に携わる方々の認識に変化が生じると考えております。

3番目、新型コロナウイルスについては「第1部 基本的な方針」で別立てし、詳しく明記しておりますが、第8分野にも、複合的災害への対応の必要性として、この新型コロナウイルス感染症について明記されてもよいのではないかと思います。

これに関して、内閣府の防災担当から発出されております「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」等があります。その中に、避難所レイアウトの例にはしっかりとおむつ交換、授乳スペース、それから人権配慮やプライバシー意識の徹底といったことが明記されております。私が実施する訓練では、そういった配慮の必要性も伝え、実際に設営し、見える化しています。

実は今、各市町村でコロナ禍における避難所開設・受入訓練がどんどんとなされています。ところが多くの訓練の場合、距離を置いたスペースづくりだけに注力されており、このコロナ禍において、男女共同参画の視点が忘れられているように危惧しております。

そういった観点からも、85、101の意見にもありましたが、この防災の基本認識に、複合的災害への必要性を記すべきではないかと考えています。

先ほど局長のほうからも、分かりやすい表現ということがありましたが、誰もが理解できる分かりやすい5次計画であるべきだと思います。それは男女共同参画が自分の生活、生き方に直結しているものであることをいかに理解できるかということだと思います。私は、ある市の男女共同参画推進委員会の会長を担っており、先日、プランの会議がありました。男性の委員も参加しておりましたが、その男性の委員から、ふだんの生活の中で気になる出来事を話されました。

そのときに、その男性の委員に対して、話を聞いて共感した上で、その出来事を男女共同参画の視点から見たときこういう問題があるというふうに具体的に説明することで、理解を得られ、会議は非常に盛り上がりました。

これまでは、先ほどの男女共同参画業界に携わっている私たちのような人たちが一生懸命頑張ってきたのですが、やはり基本法制定から20年ということもあります。これからは、分かりやすい用語、伝え方で、全ての国民がSDGs、ゴール5のジェンダー平等の必要性を認識できるような5次計画であるべきだと思います。

以上です。

○佐藤会長 2巡目がありますので、別に止めるわけではありません。一応、皆さんに話していただくという趣旨で御理解いただければと思います。

次に、オンラインのほうで小西委員、お願いいたします。

それと、無理にとはいませんが、見え消しのほうが皆さんが見ていると思うので、よろしければそちらのページ数で言っていただくとありがたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○小西委員 分かりました。

私は、第5分野の女性に対する暴力のところでお話ししたいと思います。

ここの分野の御意見が大変多くて、かつ、御自分で被害を体験された方、あるいは支援に携わった方、それから男性の被害者の方とか様々な意見があって、本当に切実な分野なのだということを示しているのだと思います。

そういう意味では、まずは56ページで、現在、性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として実効性ある取組を推進する。ここは当然のことだと思えるのですが、こういう意見が本当にたくさんありましたので、具体的な取組の①で具体的な意見を取り入れていただいたことは大変ありがたいと思います。

さらに、これは令和2年度をめぐりとなっているのですが、今年度こういうことが全部検討し終わる、あるいは対策が取り終わるということはずがないと思いますので、さらに継続的に検討を行うということも書いたほうがいいのではないかと思います。

それから、ほかにもたくさんあると思ったのが、教育に関することです。子供の予防教育に関してはたくさん意見がありまして、今までの教育からもう一歩出なければいけない。少なくとも性犯罪について実効性のあることを行うには、今は高校からしか例えば妊娠などということを教えられないようになっているのですが、それを変えなくてはいけないという御意見が非常にあったと思いますので、子供の教育については、かなり詳しく書いていただく必要があるのかなと思いました。

今、教員のわいせつ行為に関する情報の検索可能な期間を現在の直近3年間から40年に延長することにしたというのは、ちょうどニュースで出ているところですが、懲戒処分の在り方、それから刑法の中でこういう人たちをどういう罪で扱っていくのかということについては、連動した議論が必要だということ指摘しておきたいと思います。

最後にDVのほうなのですが、60ページで計画を図ることだけではなく、その実効の検証をするということもぜひ入れていただきたいと思いました。具体的な取組の①のところなど、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律、これはもう今、動いているわけです。それから、今後通報の対象となる配偶者からの暴力の形態や、保護命令の申立てをできる配偶者からの暴力被害者の範囲の拡大などがこれから検討されようとしているのだと思います。こういうことについて検討を行い、それが変わるにしても変わらないにしても、どのように変化し、どのような実態があるかということについて検証を行うということを入れていただければいいのではないかと思います。

私からは以上です。

○佐藤会長 体調があまりよくないのに、どうもありがとうございました。

続いて、白河委員、お願いいたします。

○白河委員 相模女子大特任教授の白河です。よろしくお願いいたします。

今回、5,600件以上のパブコメがあったということで、それだけジェンダー課題、ジェンダー平等の遅れの及ぼす影響が生活に関わってくるということを皆さん実感されているこ

とだと思えます。それを踏まえての大幅な修正、特に性暴力被害などへのかなり踏み込んだ書き込み、大変すばらしいと思えました。

それから、ジェンダー平等、ジェンダー主流化という言葉が入っておりまして、グローバルな議論に関してはこの言葉を使わないわけにはいきませんので、やっとグローバルな議論へのとば口に立ったという感じがしております。

ユースの提言の中で、就活セクハラやユースの声を議論に取り入れる仕組みなどが取り入れられており、ぜひ、このような体制は今後も生かしていきたいです。

そして、性暴力に対しても本当に今まで以上に踏み込んで書いてくださったこと、橋本大臣はじめ皆様のおかげで多くの現況や施策が入ったこと、具体的な3年間の取組などが入ったこと、評価させていただきます。

ただ、ユースのほうからも、男女二元論に限定することなくという話が出ています。性自認・性的指向に関して検索してみると、様々な分野にまたがって記述されている。時には障害児を持つ方と一緒にいたり、時には女性の困難を抱える方の中に入っていたりと、結構ばらばらになっているのです。ただ、この分野に関してはまだどこの省庁が担当するのか決まっていないので、なかなか独立した分野になりにくい。まずは専門会議体などで、どこで議論するのかという方向性をつけるという記述などを入れていただくと、今後さらに進捗していくのではないかと。

最近も足立区の議員から、LGBTの方たちへの人権侵害と言えるような御発言がありました。このようなことが起きてしまうのも、しっかり議論する場所がなく、責任を持つところが決まっていないのではないのでしょうか。人権ということになったら、やはり内閣府の男女局がまずは方向性を出す方がいいと思っています。ですから、早急に議論できる場所や調査などもあったらいいと思えました。

メディアのことを言及させていただきます。最も女性の登用が進んでいないのは、政治、メディア、そして学術などの分野で、それは国全体に影響が大きいところです。メディアへの記述が増えたことを評価させていただきます。

これに関しては、メディアへの政府の介入であるという各種団体様からのお声も大きく、確かにメディアの独立性ということを見ると、その声は真摯に受け止めるべきではないかと思っています。

しかし、この記載を全く省いてしまうかということそれは違うのではないのでしょうか。今まで放っておいて全然進まなかったのです。2018年の重点方針には「メディアは国民の意識の醸成に大きな影響力を持つものであり、風土・文化はメディアがつくるとも言われていることを踏まえ、メディアにおける女性参画が促進されるように取り組む必要がある」と書いてあるにもかかわらず、やはり全然進んでこなかったのです。

修正としては、まず95ページの箱の中、一番下のほうに「学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する」と書いてございます。この後に、メディアは特別なものなので「メディアは国民の意識の醸成に大きな影響力を持つもので

あり、風土・文化はメディアがつくるとも言われていることを踏まえ、メディアにおける女性参画が促進されるように取り組む必要がある」と最初のところに明記してほしいと思っています。

それから、100ページの具体的な施策の②女性の登用について、追加ですが「現状について数値を公開し」というのをに入れていただきたいと思います。「現状について数値を公開し、具体的な目標を設定して」、その後また追加ですが「取組、進捗状況やその結果を公開するように、業界団体を通じて要請するとともに」というように続けていただきたいと思います。

メディアの女性登用に関しては、メディアの中の女性たち自身の自責では全くありません。追加で、「女性登用に関しては、経営トップの自主的な動きが特に重要である。経済界における30%クラブのような、経営トップによる自主的な女性活躍、女性登用への連携した活動などを参考に、メディアの経営層による積極的な取組を推奨する」と、経営層においてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

労連のほうは、既に新聞労連などは女性の役員を増やしたり、かなり動きが出てきているので、さらに経営層の責任においてやることはとても大きいと思います。

それから、先ほど申し上げたメディアの国民の意識への影響というのは、95ページの箱の中でもいいですし、100ページの箱の中でもいいと思いますので、教育・メディアと一くりにしないで、影響の大きさという意味に入れていただければと思います。

以上です。5分を過ぎてしまいました。すみません。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

続きまして、末松委員から御発言いただければと思います。

○末松委員 ありがとうございます。鈴鹿市長の末松でございます。

久しぶりに参画をさせていただきまして、ありがとうございます。

今回、これだけのパブリックコメントを見て、本当に圧倒されました。実は私どもも男女共同参画基本計画についてパブリックコメントを地方でも取らせていただきますが、これだけの数はなかなか集まりにくい分野でありまして、非常に苦勞をしているのですが、これだけ皆さん方が関心を持つということは、それだけ少しずつステージが変わってきたのかなとも改めて実感させていただいております。

そのような中で、今回分かりやすい表現に努めていただいたということは、大変ありがたいと思っております。特にこの国での基本方針を中心に、地方の訪問、計画を立てていきますので、そうなった場合に、もう少し分かりやすい形でないとなかなか実行に移していけないということがあります。そういった意味も含めて、今回このような言葉も易しさといいですか分かりやすさというところにお努めいただいたのは本当に感謝を申し上げたいと思います。

第1分野のクオータ制を導入するという中で、政治的意思決定の場における女性参画についてでありますけれども、202030が達成できなかったということでもありますので、努力

目標だけではなく、制度としてしっかりと確立するべきであると思っておりますし、政党に対しても、罰則つきぐらいの制度の導入をしていかないと、地方においてのそれぞれの議員あるいは自治会の役員といった中にも、こういったことが浸透していかないのではないかと思っておりますので、ぜひともクオータ制の早期の実現についてお願いしたいと思います。

それから、コロナの環境の中で、今回オンラインが非常に進んでまいりました。SDGsの目標5の中のターゲットの一つに、女性のエンパワーメント促進のために、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化するということが掲げられておりますけれども、本当に場所や時間を選ばずに働くことができるという状況になってまいりました。ぜひ、こういった状況をしっかり活用できるよう、さらに環境整備をしっかりと進めていただきたいと思っておりますし、これを活かしながら、地方でもこういった研修についてぜひ進めてまいりたいと考えております。

第8分野の防災のところについて、11ページに「4次計画策定後も、平成28年熊本地震」等ということで書いてあります。起きてはいないのですが、今後30年の間に80%という非常に高い確率で起こると予想されております南海トラフ地震について、今後起きる可能性があり、日々豪雨災害や河川氾濫が頻発しているという状況も入れていただく中で、それぞれのことを考えていただくということも少し書き加えていただければ大変ありがたいと思っております。

そのような中で、具体的な取組でありますけれども、避難所において、現在でも炊き出しやトイレ掃除は女性が行うものであるという固定観念がまだしっかり根づいておまして、訓練をしている際でもそのような役割分担の状況が地方では起きているという状況でございます。作業のみ言い渡されて、避難所の運営方針決定の場はそれぞれ自治会長さんたちがしていくという男性社会になっておりますので、特に避難所運営については、もう少しきめ細かに書き込んでいいのではないかと感じております。

第10分野の教育のところですがけれども、本市の教育委員会のほうから、できればこのようなこともお願いしたいということを知りました。国による学習指導要領に基づいた男女共同参画に関する資質・能力を培う指導の手引なども作成をしていただきながら、指導の充実を図りたいということで、平成30年6月に策定されました第3期教育基本計画の中に、初めて基本的な方針の中で男女共同参画の推進というものが記述されたと伺っております。できればこういった中にも、そういった手引を作成するなどという項目も入れていただければありがたいと思っております。

○佐藤会長 今の点は何ページですか。

○末松委員 第10分野のところの具体的な取組です。後ろのほうになります。

○佐藤会長 95ページ以降ですね。

○末松委員 そうです。

もう一つ、「学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性参画の拡大」の中な

のですが、昨今、コミュニティースクールの導入が全国的に広がっております。地域とともにある学校づくりの中での学校運営協議会の果たす役割が非常に大きくなっておりすが、なかなか女性委員の参画がないということでもあります。学校運営協議会への女性委員の登用も進めていくことが必要かと思っておりますので、細かいお話になりますけれども、このようなところもあればと思っております。

私からは以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

続きまして、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木でございます。

全体としまして、多くの意見を反映していただいて、あと、先ほど局長から御説明があったように、各府省に議論を投げかけて深掘りをする御調整もいただいたということで、全体にこういう世界に向かって取り組むべき、あるいは取り組んでいこうという気持ちにさせる、非常によい内容になってきたと思います。言葉遣いや文章の長さといった点でも、とても読みやすくなったと思います。

まだ2巡目もあるということですので、絞って4点ほど申し上げたいと思います。

まず、今回、35ページや68ページなどで、男女間の賃金格差のことが割とクローズアップされている感じがあるのですが、釈迦に説法だと思いますが、男女間賃金格差というのは結果という面がかなり強く、雇用の形態や勤続年数など様々なファクターがあるがゆえに結果として格差が生じてしまっていると理解しています。68ページで、それを直していくことが不可欠だとかかなり強く書いてあるのですが、ではどういう要因で格差が生じているのかということ、誰が責任を持って、どういう分析を行うのかによって、今後の政策が違ってくると思います。そもそも、この「基本的な考え方」に書いてある様々な取組を進めることによって、結果として男女間賃金格差が是正されていくものだろうとも思います。男女間賃金格差それ自体を直接にコントロールするというのはすごく難しいと思いますので、表現ぶりを含めて、必要があればその辺を御調整いただきたいと思ます。

2点目は71ページ。これは今回修正が入ったところではないのですが、(2) 具体的な取組のアの①で、年金生活者支援給付金制度でなど低年金・無年金者問題に対応するというのはいいのですが、その後の文章が、「高齢期に達する以前から、男女共同参画に関するあらゆる分野における施策を着実に推進する」となっていて、何か一般的なことが書いてあるのか、具体的な取組として何かを指しているのか、いま一つ分からないと思います。ここはこのままでいいのかどうか。何か想定しているものがあるのであれば、それを具体的に書いていただいたほうが良いと思います。

3点目が、90ページの個人と世帯という話です。今回御意見が多かったことから、見直しの検討を進める旨を新たに盛り込んだという御説明だったと思います。確かに、直近で10万円の特別定額給付金を早く配るために、事務的に世帯主宛てに通知をしたということ

について、いろいろと話題になっております。ただ、今回の書き方は、一つ前の○で新型コロナウイルスから書き始めているものの、「各種給付金等」と「等」がついていて、かなり幅広く各種制度の見直しを強力に進めるというふうにも読めます。さらに「特に、各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう」と述べられていて、相当大きな話ではないかと思えます。民法は夫婦別産制ですし、配偶者控除の問題はありますが、税制も個人単位です。年金は政策上、世帯単位で設計されているようなところがありますが、離婚時の年金分割の制度は整備されました。そうなると、例えば生活保護なども含めて、各種制度等を網羅的に給付と負担が個人単位になるように見直しの検討を進めるということなのかどうか。それについて具体的に見直すことのフィージビリティがあるような状況なのかどうかということも考慮して、表現を御検討いただきたいと思えます。ざっくりとかなり踏み込んだことが書いてあるという印象を受けました。

最後の点は、108ページから109ページにかけての今後の進め方に関する、中間年のフォローアップや点検・評価のところなのですけれども、ページの変わり目の辺りです。「中間年にフォローアップ及び点検・評価を実施する」とあるわけですが、フォローアップや点検・評価に当たっては、何か情報がないとそれができません。渡辺先生もおっしゃっていると思うのですが、エビデンスがないと評価ができない。先ほど小西先生からも実態の検証が必要だというお話がありましたけれども、できましたら「中間年に」の後に、例えば「各施策の効果に関するエビデンスに基づくフォローアップ及び点検・評価」と入れていただくか、施策の計画の段階から各府省にはエビデンスを出していただくことをあらかじめお願いしておくといったことをお考えいただきたいです。これまでもいろいろヒアリングをやってきましたけれども、これをやりました、あれをやりました、これからはこれをやります、頑張っていますという内容ですと、客観性のある評価というのはなかなか難しいと思えます。エビデンスという言葉でなくてもいいとは思いますが、フォローアップや点検・評価を実施する上で必要な情報が何かしら出てくるのが担保された書き方にさせていただくと、後々の実効性が高まると考えます。

さらにそのすぐ後に、「これらについて、必要に応じ内閣総理大臣云々」とありますが、「これらについて」というのも、例えば「その結果に基づいて」と記述するなどして、きちんとエビデンスベースで点検・評価をした上で、それを次のアクションに回すPDCAサイクルを確立するということが分かる書き方にすると、非常に有意義なものになるのではないかと思います。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

鈴木委員が最初に言われた68ページの書きぶりは、1行だけだと後ろを見てもよく分かりにくいところは確かにあって、皆さん御存じのように、男女の賃金格差は一つは雇用形態で、無期か有期かということです。無期計画の中だと基本的に勤続年数と管理職の割合で、勤続年数を調整すると、管理職の女性が少ないところは大体分かっているので、それ

を解消しないと格差が埋まらないわけです。広く読めば、そういうことは前のほうに書かれているのです。ここだけを読むと分かりにくいということです。

どうもありがとうございました。

今度はオンラインのほうで、種部委員、お願いいたします。

○種部委員 まず、第2ラウンドがあるということなので、第1ラウンドは第1分野のほうでお話をしたいと思います。

見え消しのほうで20ページです。地方議員の中に女性を増やしていくということは、国会議員を増やすためのベースとして必要だと私は考えています。ここにある会議規則の見直しは、何回も申し上げていたことを入れていただいたので、それはとてもよいことで、三議長会に対して改正を要請するということが書かれておりました。それはもちろんオーケーだと思っています。

それに対して②では三議長会に対して改正を要請、③番のところで、その取組を見える化する、つまり横と競わせるということで、全く取組をしていないところは見えたほうが良いと思います。取組状況についても、全くやっていないのか、多少やっているけれども何が弊害になって進まないのかとか、具体的な見え方になればいいなと思っています。

⑤のハラスメントのことも同じように三議長会に要請する、になっているのですが、これも同じように取組を見える化するべきだと。取組として研修をやったりするプロセスが議会の中の風土を変えるためには一番大事なかなと思っていますので、「等」とはなっているのですけれども、ハラスメントも含めてこれも見える化の中に入れていただきたいと思っています。

④に人材育成のことがあります。「女性模擬議会」等が書いてあるのですけれども、女性で政治に参画して、いろいろなことを言いたいと思う人はたくさんいらっしゃるのですが、その熱意がある人に模擬議会をやって、いろいろな意見を述べてもらうことは議員を増やすことにはならないと思います。私も地方で女性の政治塾というものをやってみて感じたことですけれども、女性が政治家を目指すときに、なぜ最後に踏みとどまってしまうかという、インフォーマルなルールがあるからです。これは何回も申し上げましたけれども、夜、自治会の宴会に出なければいけないのではないかなどです。デューティーである議会については平日の昼間に行われていますので予定も立ちますし、妊娠、出産、子育ての両立は何のことはないわけですが、問題はそこに至るまでの選挙です。選挙に向けてインフォーマルなルールがいろいろあるということを、横のつながりで教えてもらわないと最後の一步が踏み出せないというのはよく分かります。

課題は、お金の問題、議員として議会に出ているとき以外の時間の過ごし方、もう一つ一番は公職選挙法だと思います。何をしたいのか、何をしなければいけないのか、お金はどれだけかかるのか、政治資金の話が分からないと、女性は最後の一步が踏み出せないということがよく分かります。女性模擬議会で意見を述べるだけではなくて、大事なのは実働として政治家になるという選択をするかどうかだと思うので、それをぜひ何かの形で

書き込めなければ、理論だけではなくて、実際には実現しないのではないかと考えています。

第1ラウンドでもう一点は、第5分野の暴力の分野についてであります。

56ページから57ページになります。法改正について具体的にいろいろと書き込んでいただいて、次を見据えての第一歩が非常にありがたいと思っています。

57ページの⑩とか⑪辺りに医療の話があります。被害者に対する医療というところで、性暴力の被害に遭った人が人工妊娠中絶を受けるときに、配偶者の同意を得なくてはいけない。中絶の配偶者同意の問題は何回も発言させていただいていますけれども、少なくとも性暴力によって妊娠した人が、これは運用上の問題ですけれども、配偶者の同意を求められたり、加害者の同意を求められたりといったことがあってはならないということでありまして、実際にそれで中絶の時期を逃すということがあってはいけないので、この問題はちゃんと整理する必要があると思います。ここはなかなかグレーゾーンで踏み込まなかったところですが、最近問題になっていると思います。メディアの方も非常に大きな問題だと。加害者の同意を求めさせるというのはどういうことだということが、一般の国民の声からもあったと思いますので、取組はどこかに書けないのかなということを思いました。

第1ラウンドでもう一点だけ。60ページ、61ページのDVの問題です。

まず、60ページの①で、DV法の中の通報の対象、保護命令の申立てができる対象の範囲拡大について、5年先を見据えていくわけですから、検討した上で変更していくのかどうなのか。検討するだけで終わるのではないという姿勢は見せていただきたいと思います。

61ページの⑪です。今申し上げましたが、心理的にはDV被害者というのは非常に大きなダメージを受けています。複雑性PTSDです。そういう状況の中で、医療を手厚く、しっかりと心の傷を治していかないと自立ができないということを前も申し上げたと思うのですが、⑪は「医学的又は心理的な援助を行うよう努める」だけなのです。努めるのではなくて、なぜここできちんと治療を受ける回復までの期間にできないかということ、まず一つは、一時保護中の医療費は自己負担分が発生するわけです。生活保護を取れば別かもしれませんが、措置医療を受けられるようにすべきだと思うのですけれども、現在は健康保険に入っている方の場合は3割負担が生じます。お金がない場合は、女性相談センターのほうが恐らく医療費の負担をしていると思うのです。そこを見直す必要があると思います。

そして「人材育成を図る」になっているのですけれども、図るのみかということで、これは実効性が高くなるように考えていただきたいということです。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

徳倉委員、お願いします。

○徳倉委員 徳倉でございます。

私のほうからは、主に3点お伝えいたします。

まずは第5分野になります。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」というところで、非

常に全体を通してまとめていただきまして、またパブコメ等も反映をしていただき、ありがとうございました。

その中で新しく出てきた問題で、一つ言葉というところで、リベンジポルノ等の話で「等」というところに含まれるかもしれませんが、今年になって急に叫ばれるようになった問題として、ディープフェイクという問題がございます。要は画像を加工して、他人の顔をそこに映し出して、リベンジポルノ等の一種ではあるのですが、今年に入って初めてそういうことをアップした者が逮捕された事案などが出てきていまして、アメリカ等でも非常に問題になっていますので、ディープフェイクという問題を一つ文言として入れるのはどうか。文言を入れるとしたらここが最後というところですので、提案をさせていただきます。

あと、小西先生等もおっしゃっていらっしゃいましたけれども、前回私もお話ししましたが、子供に向ける部分に、保護者とか保育士等の文言を入れていただいて、どのタイミングから性的な問題を取り扱うのかというのを非常に明確にさせていただいたので、非常にありがたいなと思いました。

続いて、第6分野になります。「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」というところで、ここも言葉なのですが、現在、私自身四国に住んでおりますが、ヤングケアラーという問題があります。様々な状況の中で、若者、特に10代後半や20代前半の男性女性に限りませんが、私が実態のお話を聞いていたケースは女性が多いのですが、検索すると男性も出てきますが、専門学校や高校に通いながら、また卒業してすぐに、自分の祖父母や自分の親を介護するために仕事に就かないケースであったり、就学に非常に困難を来すケースが出てきています。

実はこれは長い目で見ると非常に社会的な問題になりまして、一つの家族で見ると、例えば18歳の女性、男性でもいいですが、祖父母を介護するという状態は、個の家族で見たときに、自分の親はまだ働いているので収入はある。家族としてはやっていると現状です。しかしながら、自分の親が年老いていって、実際に介護になってくるケースがあるのですけれども、そのときに、10代後半や20代前半で自分の祖父母の介護をメインにしている、キャリアが構築されないままヤングケアラーとして、そのみ従事をしてきたケースを10年、15年というスパンで考えていくと、相対的に貧困に陥るケースがあるのではないかとされています。

ヤングケアラーの問題は、ここでは長く時間は取れませんけれども、非常に重要な問題をはらんでいると思います。生活上困難に陥っている方々というくくりの中に、ぜひ言葉として入れていただくことを御検討いただきたいと思います。と思っています。

あとは参考資料3、全体で言うと10になりますが、堀江委員が提出されている「コロナ禍前後の妊娠出産アンケート結果」ということで、堀江さんのスリール株式会社と我々ファザーリングジャパンで、先日アンケートを取りました。コロナ禍の妊娠、出産でどういうことに困っているかということで、詳しくはまた堀江さんのほうからもお話があると思

うのですが、例えば妻が出産のタイミングに夫が全く病院に立ち入ることができないというのを発端とし、コミュニケーションを取りづらくなっているだとか、こういうケースがかなり置き去りにされている。

また、このタイミングで妊娠中の方は、いわゆる母親学級や両親学級を受けることができなくて、いろいろな知識の習得も難しい上に、特に最初の第1子を妊娠されている方は不安にさいなまれて、どういうふうに見動きを取っていいかが分からない。非常に困難な中で妊娠中を過ごされていて、出産に至っているということが非常にあります。

いろいろな問題点を書かせていただいています。私ごとで恐縮ですが、先ほど身内に不幸がありまして、急遽抜けなければいけなくなってしまったので、ここの部分を多くはお話しできませんが、ぜひこういう現状があることを踏まえて、コロナということはありませんけれども、困難な状況の方があぶり出されているので、それが分かったタイミングで、ぎりぎり差し込んでいただくことも御検討いただきたいと思います。

以上になります。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

納米委員、お願いします。

○納米委員 納米でございます。

大変たくさんパブリックコメント、そして公聴会での意見を踏まえて修正の作業、大変でいらしたと思います。暁にメールをいただきまして、それから慌てて読ませていただきました。

申し上げたい点は全部で10点あるのですが、第1ラウンドということで、途中までになるかもしれません。

まず1点目は、1ページ目の7行目に、これは表現の問題になるかと思うのですが、第4次計画にもあるようにと書いてあるのです。けれども、第4次計画に書かれているのは、国民の間でしっかり共有するということであって、ここに書いてあるように、共有されなかったということは書いていないのです。でも、この文章をそのまま読むと、4次計画に既に国民の間で共有されていないということが書かれているように読み取れてしまうのではないかと思います、それが1点目です。

2点目は、18行目に「我が国における取組の進展が未だ十分でない要因としては」と書いてあるのですが、ここは3ページ目の14～19行目に書かれていることとほぼ同文なのです。①、②、③ということで箇条書きになっていますが、3ページ目の14行目からに書いてあることと同じことが1ページ目に記載されているということです。これだと202030の未達の要因分析としては足りないのではないのでしょうか。

ここから先は私見なのですが、やはり未達の要因としては、積極的差別の是正措置を踏み込み切れなかった。もしくは、踏み込むタイミングが遅れたということがあるのではないかと思います。そのことを率直に書いたほうがよいのではないかと思います。

続きまして、36ページの10～12行目のところに、⑤として「性的指向・性自認に関する

ハラスメント防止に取り組むとともに」といった記載がございます。全編を通してなのですが、第5分野にはセクシュアルハラスメントという項が立てられていて、ハラスメントについてはいろいろな分野に分散して書かれています。ハラスメントは暴力ですので、分散して書いたものも第5分野でも全部ハラスメントとしてまとめて書いて、その中でセクシュアルハラスメントというカテゴライズをするのか。特に36ページに書かれていることについては、性的少数者についてのハラスメントですので、ここに書くのであれば第5分野にも書いたほうがよいのではないかと思います。

あと、58ページの(2)具体的な取組に①として「生命の尊さを学び生命を大切にする教育」ということについて記載してくださいました。

性教育については、パブリックコメントで非常に多数の意見が寄せられています。特に多かったのは、ユネスコが出している「国際セクシュアリティ教育ガイドライン」に基づいて行うべきという意見が多数寄せられておりました。なので、58ページの①の1行目「一人一人を尊重する教育を」の前に、「『国際セクシュアリティ教育ガイドライン』に基づき推進する」といった形で言及していただくことはできないでしょうか。

67ページです。第6分野についてのパブリックコメントでたくさんあったのは、憲法第25条への言及をしたほうがよいのではないかとということです。2ページのところに、両性の平等のことについては憲法ということで憲法についての言及がありますけれども、第6分野は困難な状況にある対象への支援というところですので、憲法第25条で健康で文化的な生活を営む権利ということについて言及したほうがよいのではないのでしょうか。

第1ラウンドはここまでです。

○佐藤会長 また後で。途中で止めさせてしまったような感じですね。

原委員、お願いいたします。

○原委員 よろしく申し上げます。

先に全般的な感想なのですが、コロナ禍における女性への影響について、雇用の分野のデータと、こういう災害時も含めてですけれども、女性が暴力の被害を受けやすいということが一緒に出てきていることについては、非常によかったと思います。コロナによって離婚という話も聞くのですけれども、私の身近な相談のところでは、コロナによって妻の収入が減ったために、逆に離婚ができなくなったという相談もあったりしていて、様々なところに弊害が出てくるということがまず見えてくると思います。

今回、5次計画の策定中であったということで、新たな生活様式への対応とか、今後起り得る課題を先取りできたことはよかったと思います。例えばSNS相談などは、自治体でもなかなか進まなかったものが今後進んでいくのではないかとことを期待しています。

第4次計画に比べても、今回より専門的な見地から検討がなされて、現状の課題と解決すべき課題の整理は進むと考えています。それはこの計画を実現させるために、内閣府や関係省庁がいろいろな形で対応しようとか、もしくはそれを文書化しようとしているのを感じますし、たまたま昨夜、ネットのニュースで緊急避妊薬が薬局でも今後購入できると

いう報道を目にしましたので、被害者支援の流れで実際、具体的に計画が一つひとつ進んでいくということが、この5年間に起きることをとても期待しています。

一方で、パブリックコメントの多くの意見の中に、世界的な取組の日本における遅れや、まだまだだという批判は真摯に受け止める必要があると思います。先ほどから言っているように、基本計画がバランスよく施策化されることが、男女共同参画社会の実現につながっていくことになると思いますが、今回、専門性を持つ先生方の各分野の分科会の検討会が行われて、集約されていったものだと思いますけれども、取りまとめというのはこの本専門調査会しかありませんので、できればパブコメとは別に、男女共同参画に知見があるメンバー以外の方の有識者の意見を聞く機会があれば、この計画全体を見通してどうなのかということ、専門家の方の意見を聞いてみたいと思っています。

第5分野、女性に対する暴力のほうは、内閣府の暴力専門調査会で練られたものが反映されていると思っていますのですけれども、一方で、実施機関は厚生労働省の担当分野も多いですし、もちろん多機関にわたりますので、これも本当に注文ですけれども、この5年間の間に縦割りの弊害をなくしていかないと、地方自治体も国の動きにかなり連動しているところがありますから、そこを特に期待したい。特に児童分野と配偶者暴力相談支援センターとの連携です。地域地域では具体的に行われているのだろう、工夫されているのだろうと思いますけれども、これを国のほうでぜひ示してほしいとも思います。

また、多くの方々が指摘している性暴力・性犯罪の防止です。56ページにある具体的な記述が、本当に被害者支援に資する形で取組が変わっていくことを期待していますが、特に暴行・脅迫要件の撤廃や、被害者が自己を守るために同意があるかのような言動をするとか、過去に暴力被害を受けた人がなかなか抵抗できないということを、性的同意というふうに裁判で取られるようなことがないように、これからの議論が進むことを期待しています。

最後に、61ページの⑫です。DVの問題は中長期の取組が必要になりますので、先ほど言った生活困窮とDVというのは結びつきやすい関係ですので、この記述はよく練られて書かれていると思いますが、地方自治体、市町村において生活自立支援センターやDVセンターが連携をすることによって、先進的な取組になっていくと思います。そういう取組について、もう少し記載ができるといいなと感じました。

私のほうからは以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

先ほど原委員から専門家の意見という話があったのですが、ワーキングで当然専門家に入っているのと、公聴会では専門家の方に先にコメントをいただくということはやっています。それが不十分だという意見であればそうなのですが、公聴会の運営の仕方はそうなっていますので、一応御説明させていただきます。

それでは、堀江委員のところまで休憩したいと思います。堀江さん、いらっしゃいますか。この後休憩ということで、よろしくをお願いします。

○堀江委員 よろしくお願いいたします。

私もまさにコロナ禍の妊婦でございまして、本日から38週ということで、いつ生まれてもおかしくないということで、オンラインで参加をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭は、皆様におっしゃっていただいたように、パブコメなど多くの意見から、かなりまとめて集約していただいたり、あとは分かりやすい表現にしているというところで、満遍ないものになっているのではないかとということを強く感じました。その中で私が感じたところとしては3点ございまして、お話しできればと思っています。

1点目、今回すごく幅広く対応いただいているとは思いますが、一番重要である202030の部分が、いろいろなところにちりばめてはあるのですが、目標のところに関して、基本的方針の中で文言として入っていないところを一つ御指摘させていただきたいなと思っております。

今回、2020年までに30%というのができなかったというところは何度も何度も同じところをお話しいただいたのですが、2020年代の早い時期に30%を目指すというところに関しまして、取組の14ページや18ページ、26ページ、36ページには書いてはあったのですが、一番重要な基本的方針のところはこちらの数字が書いていなかったかなと思います。これは一番重要なところで、皆さんがとても注目されていらっしゃるかなと思いますので、文言としてしっかりと入れていただきたいなと思っております。

また、課題についてはしっかりと書いていただいているのと、一応、分析をしましょうみたいなお話は書いていますけれども、もう少し踏み込んで具体的に書いていただけるとありがたいなと思っております。

まず、事業主行動計画のところは、数値を書きましょうというところは書いていたのですが、そこに書くところをまだ義務化していらっやらないかなと思いますので、例えば義務化をやるであつたりとか、ここまでやっていなかったというところで、罰則を少し設けるみたいなところも御検討いただければと。罰則までここで書けないとは思いますが、より義務化に近い形で公開をしていただくとか、あとは女性の役員だけではなくて、男性育休も数は書いてあるのですが、取得率はまだ書いていないかなと思います。今後、100%義務化というところも今、進んでいたりしますので、取得率というところも含めて、数値公開を義務化していくというところまで踏み込んでいくと、本気なのだなというところを感じられると思います。

あと、事業主行動計画に関しましては、パイプラインの構築内容の提示というところをもう少し明確に書いていただけるとよろしいかなと思っております。すごく重要なのが、パイプラインというのが、皆様単純に管理職にさせるための数値を書きがちなのですが、若手への教育、育児中の方の就業継続、管理職に至るまでのパイプラインの構築という形で明確に明記をしていかないと、現状、若手の教育とか育児中の方の就業などを書いてくださっているのですが、これを一貫として、若手から育児中、管理職に至る

までのパイプラインの構築内容を事業主行動計画に明記するみたいな形で書いていただいて、具体的にしっかりと落とし込めるような内容にさせていただけるといいかと思いました。

なので、基本の方針にちゃんと文言として早い時期に30%を目指すというところと、先ほどの数値公開などといったところは具体的な36ページ以降のところを書いていただければなと感じております。

2点目は教育現場についてです。教育現場で女性活躍の教育をしていくみたいなどころだったり、性暴力のところだったり、アンコンシャス・バイアスのところを教育場面からみたいなお話は以前よりも大分文言として増えたなと感じているのですが、まだまだ教育の部分が足りないなということを感じております。

例えば6ページ、アンコンシャス・バイアスについて記載はされているのですが、「固定観念を生じさせないことが重要である」としか書いていないのですが、若いうちからという意味で、明確に、学校教育の現場でもアンコンシャス・バイアスをなくすような取組をしていくとか、31ページの部分でワーク・ライフ・バランスについて書いてはいるのですが、3つ目の○になるのですが、キャリア選択を行うための学び直しは書いてはいるのですが、そもそも学校現場で教育しないと学び直しができませんので、まずは学校現場での教育と学び直しの機会みたいな形で書いていただいたりということができるといいのかなと思いました。

同様に35ページにも、③のところにも教育現場について書いてありますので、こちらのところにもアンコンシャス・バイアスの記載とか、ワーク・ライフ・バランスについての記載を一貫して書いていただけると、いろいろと施策がひもついてくるかなということを感じました。

最後に3点目なのですが、先ほど徳倉委員からもありました、私から参考資料として出させていただいたコロナ禍の妊娠出産のアンケートについて、ファザーリングジャパンさんと一緒に560名ほどの方にアンケートをしました。私自身もコロナ禍の妊婦ということで、いろいろと不安の中、実施をしていたのですが、結論から申し上げますと、本当に孤立しやすい環境にすごくなってしまっているという状況が感じられています。具体的には何が失われたのかというところと言うと、先ほどあったように、夫の立会いや親の面会が71%ぐらい実現できなくなっていたり、病院などで強制的に受ける両親学級が58%実現できなくなっていたり、里帰りの希望が25%減っていたり、産後のケアを受けるというのが32%減っているということがございました。

これだけ聞くと、我慢しろよと思われがちなのですが、これはどういうことかという、今まで当たり前で生活の中で得られていた情報やサポートがなくなっているのです。里帰りで親から受けられた情報やサポート、あとはプレママや両親学級、マタニティーウィークスなどというところで得られていた人脈や情報、産後のケアやサポートというのが全てなくなっていて、夫だけが頼りみたいなふうになってしまっているのです。夫も、両親学級とかがないことによって情報もない。妻ももちろん情報がないと

いう、何もない中で、本当に出産だけして、子供ができてしまって、どうしようという状況になってしまっているというところから、今後、産後鬱や虐待が増える危険性があるとすごく危機感を覚えております。

実際、2018年の調査データにも、産後鬱で2年間で92人の方が自殺をしているという統計があります。また、今年の8月時点で自殺数がかなり増えておりまして、これは就業されなくて、女性の方が雇用されなくてというところが原因ということでは出てきていたのですけれども、自殺者数も1か月で1,000人以上ということで、かなり増えているというところがありました。なので、自殺や産後鬱が増えてしまうのではないかと感じています。

いろいろ言ってしまったのですけれども、最終的に結局何が言いたいのかというところなのですが、今回の基本的方針のところ、コロナ禍の話があったと思うのですけれども、そこに1つ、4ページになるのですが、可能であれば産後ケアに関しての拡充というところで、例えば妊産婦の産後ケアの無償化だったり、あとは1か月半健診で助産師さんが来られると思うのですけれども、赤ちゃん訪問で産後ケアのケアプランを作成するなど、これだけ少子化で子供が生まれなくなっている中で、さらに産後鬱で自殺してしまったりとなってくると、国としてはもちろんお金もかかってきます。また虐待なども増えていく可能性もあるため、本当に根底的な幸せというところができなくなってしまうので、産後のケアの部分だけは守っていくという意味で、産後ケアの無償化、1か月半健診の赤ちゃん訪問で産後ケアのケアプランの作成みたいなどの拡充ということも加えていただくと、ここは本当にすごく危険性を感じておりますので、お願いできればと思っております。

長くなってしまいましたが、以上になります。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

お約束の時間を過ぎたので、まだ室伏委員以下残っていますけれども、一旦休憩に入らせていただきます。

休憩が終わった後、このことはここに書いてありますということもあると思うので、御説明いただいたほうがいいことについては、事務局から御説明いただくようにしたいと思います。

それと白河委員から、マスコミでのいろいろな数値を公表という話があったのですけれども、公聴会のときも思ったのが、例えば大学の先生の質問で、大学の任期つきだといろいろな支援制度を使えないのではないかと話があったのですが、第2分野で書いてある、雇用分野の適用されているものの基本は、学校法人も国立大学法人もある面ではあれなので、法律が全部適用されていることを意外に知られていない方がいらっしゃるのです。36ページの積極的改善措置で、女性活躍推進法の行動計画は大学もつくらなければいけないし、新聞社もつくらなければいけないのです。意外にそのことが知られていないので、私立大学ではつくっていない大学も結構あるのです。これは分野が切れてしまっているの

で、研究の人は研究のところを読んだり、マスコミの人はマスコミのところだけ読んだりするのですが、でも第2分野は基本的に全部に適用されるのです。なので、そういうことを少し書いていただいていたいました。

なかなか難しいのですけれどもということだけです。ですから、新聞社もテレビ局も基本的には適用されるので、本来はやってくれなければ困るということです。

それでは、今40分なので、50分まで休憩ということにしたいと思います。

休憩のときは画面が一旦オフになりますので、傍聴の方、すみませんがそれを御了解いただければと思います。

それでは、50分まで休憩です。

#### (休 憩)

○佐藤会長 お待たせいたしました。予定よりも5分遅れになりましたけれども、始めさせていただきます。

先ほど御説明しましたように、これまでの皆さんの御意見について、事務局から今、御説明しておいたほうがいいことについて、御説明いただければと思います。よろしく願います。

○林局長 たくさんの非常に貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。基本的にいただいた御意見をしっかり反映して、さらに改訂をしていきたいと考えております。

その上で4点ほど、私どものほうから申したいことがございます。

まず、1ページ目の「はじめに」のところに、第4次基本計画の位置づけで、202030に関して目標が必ずしも社会全体で十分共有されていなかったというのは、4次計の12ページにこのように書いております。「政府は、12年前の平成15（2003）年に『社会のあらゆる分野において、2020年までに、主導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する』との目標を掲げ、取組を進めてきた。この目標は必ずしも国民運動と呼べるほどまでは社会全体で十分に共有されなかったこともあり、我が国における女性の参画は、諸外国と比べて低い水準にとどまっている」ということでございます。

私どもは、ここの社会運動にならなかったというのは非常に大きく考えています。さらに今回いただいたパブリックコメントで、社会運動や社会的共有、意識という話だけではなくて、各種制度や慣行も男女共同参画の視点を十分に踏まえていないのではないかという御意見をたくさんいただきました。私どももそこは真摯に反省すべき点だと思います。その点も今回の「はじめに」の文章の1ページ目の8行目で書かせていただいた次第でございます。

それから、202030ができなかった総括として、政治分野、経済分野、それから社会全体において、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス、無意識の思い込みが存

在しているということで、そういったことを1ページ目の18～23行目まで、総括として書いております。このところはもっと踏み込みをすべきではないかというお話をいただきました。私どもも、次回の専門調査会でお示ししようと思っております各分野の個別の数値目標がございしますが、それをつくるときには各省と、どうして今までの目標が未達だったのかということをしっかり議論しようと思っております。未達だった要因を各分野についてしっかり見ていけば、当然、20203全体としてできなかったということの要因もはっきりしてくると思いますので、それを踏まえてさらにしっかり書き込んで、踏み込んでいきたいと考えております。それが2点目でございます。

3点目に、命の安全教育に関連しての御指摘をいただきました。ユネスコの「国際セキュアリティ教育ガイドライン」は、私どもも非常に重要だと考えております。

他方、いわゆる性教育の在り方については、様々な意見があると承知しております。私どもは、この3年間で性暴力・性犯罪を根絶するというのが最大の優先事項でございます。そのためには、今回の計画では子供を性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないということを最優先に、命の安全教育をしっかりやっていく。そのための教育の充実をやっていくということを優先課題としてさせていただいたということでございます。

4点目、90ページにある記載でございます。各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しの検討を進めるというところでございます。ここは御指摘のとおり、大きな考え方、方向性を書いております。税、社会保障制度は、社会の状況の変化に応じて不断に見直すべきものだと私どもは考えておりますし、また、男女共同参画の視点からもきちんと見直していくべきものだと思いますので、そういうときにこういう観点・視点を入れて、きちんとやっていくということでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、まだ1巡目で発言の機会がなかった方がいらっしゃいますので、先ほどの続きということで、室伏委員、よろしく願いいたします。

○室伏委員 ありがとうございます。室伏でございます。

最初に、橋本大臣にお礼を申し上げます。

実は私の大学の学生たちが、例のユースの提案をつくったメンバーでございまして、先日、橋本大臣にお渡ししたということを報告に参りました。大変真摯に受け止めていただいて、とてもよいお話もいただいたと感激しておりましたので、若い人たちを励ましてくださったことに心からお礼を申し上げたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

早口になりますが、できるだけ簡潔に意見を申し上げたいと思います。

まず、1ページ目、10ページから23ページの途中までざっと読んでいきますと、政治と経済の分野だけについて書かれているような誤解を生むと思うので、12行目の「政治分野

や経済分野など進捗が遅れている分野もあり」というところに、これまでも話題になっており、先ほども委員からお話があった学術研究分野、メディア、医療分野も触れておいていただいたらよろしいのではないかと思います。

そうしますと、21行目の「③社会全体において」というところに、例えば「社会全体のその他の分野において」というように入れておくと、読む方の理解が深まると思いますので、そのように修正していただけたらうれしく思います。

第4分野についてまとめて意見を申し上げます。

まず、47ページをご覧ください。基本認識の2つ目の○なのですけれども、2行目に「社会に悪影響を及ぼす場合もある」と。その次の「身体の大きさの分布や構造の違い」。これはあまり科学的ではない記述ですので、「身体の構造と機能の違い」と修正してください。さらに、できればその前に「社会のイノベーション創生のためにも」という目的を一言入れておいていただけたら、つながりがよくなると思いますので、御検討いただければ幸いです。

49ページの25行目にも「身体の大きさ」云々とありますので、これも「構造や機能」と書き換えていただきたいと思います。

26行目なのですけれども、「研究成果を社会へ還元する取組」というだけではなくて、「研究成果を社会へ還元し、より有効な成果を生み出す取組」としていただけたら、ただ還元するだけではなくて、すばらしいものがそこから生み出せるというように理解いただけるかと思います。

それから、ユースの提案を読んで、これはぜひ取り入れていただきたいと思いますのですが、52ページの①で「理工系出身者のキャリアに関する理解を促す」とあるのですけれども、ここを「理解を促すとともに」としていただいて、ユースの提案書の12ページの文章である「アンコンシャス・バイアスの払拭への取組を進め、理工系進路選択を促進する」と、12ページの文章を少し変えることとなりますが、若い人たちが自分たちの歩んできた道を振り返って、こういったことが必要だということを感じているわけですので、ぜひ取り入れていただけたらと思います。

もう一つ、これもユースの提案にあるのですが、Society 5.0の実現に向けて、AIやIoT等の分野に関するキャリア教育を強化する。これも今後の女性たちの生き方の上で非常に重要なことですので、入れていただけたら、若い人たちも大変喜ぶと思います。

少し細かいことですが、96ページの14行目の「男女共同を推進する教育・学習の充実」というところで、16行目に「教育委員会を通じて」とあるのですが、実は、教育委員会はそれぞれで非常に温度差が大きいということを聞いていますので、そういった温度差をなくすということも、どこかに一言入れておいていただけたら、これからの施策がより効果的に進むのではないかと思います。

最後になりますが、次の97ページの17行目、今、話題になっております日本学術会議関係なのですが、この文章の最後を「多角的な調査、審議を一層推進する」で切るのではな

く、「・・・一層推進し、実践と政策提言に役立てる」といったところまで踏み込んでいただいてよろしいのではないかと思います。

また後で何か気がつきましたら申し上げますが、以上です。ありがとうございました。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

今度はオンライン参加のほうに戻りまして、山田委員、お願いします。お待たせしました。

○山田委員 山田昌弘です。オンラインで失礼させていただきます。

大きく分けて6点なのですが、最初の2点はお礼です。

私は地域と防災の主査を担当させていただきましたが、環境分野を地域から防災に移して、きちんとタイトルに出すというのは私も賛成いたします。

あと、地域の中で水産業と林業に関しても記述を加える。決して忘れていたわけではないのですが、パブコメの指摘等でそこらはないのかということで、もちろんこちらでも男女共同参画を進めるべきだと思いますので、入れていただいてよかったです。

お礼の第2点ですけれども、私は暴力部会のほうの専門委員でもありまして、そこで何度も、とにかくセクハラをやる人はなかなか自覚していないので、いろいろなところで例示をすべきだということを発言させていただいたのですけれども、今回、就活というのが30ページ、36ページにしっかりと入りましたので、学生を預かる私としても大変心強いと思います。とにかくこういうものもセクハラになるのだというものをどんどん例示して、広めていく必要がある。というか、気づいていない人が多いと思いますので、ぜひこのようにお願いしたいと思います。

第3点は、私は男性委員でもありまして、男性の状況にもいろいろと目を配らなくてはいけない。男女共同参画は女性だけではなくて、男性にもという記述があります。ただ、注目したいのは、4ページでは家族構造が変わって一人暮らしが増えている。また、71ページには、若者に関してニートやひきこもりの記述があります。御存じのように、ニートやひきこもりは男性のほうが多い。つまり、女性よりも男性のほうが非常に孤立しがちだという問題があります。5次計画では女性の活躍推進が中心でしたけれども、今後は孤立しがちな男性に焦点を当てた対策。あと、ニートやひきこもりというのはもう若者の問題ではなくて、8050などと言われるように中高年のひきこもり、ニートも増えていますので、それも男女共同参画の視点、特に孤立しがちな男性。その背景には、男性はとにかく働いて一人前だ、そうではない場合は引き籠もってしまうといったプレッシャーがあると思いますので、その点も今後課題に入れていただければと思います。将来における要望です。

もう一つ要望があるのは、90ページからの第9分野でございます。私も、意識を変えるのはなかなか難しい、制度が変わるとそれにつれて意識も変わりやすくなるのだとお思いますので、これは鈴木委員も御指摘なさいましたけれども、税制や年金、特に遺族年金などまだ男女で異なる制度が残っている制度がありますので、ぜひその不断の見直しというところを、もう少し具体的に書いていただければありがたいなとは思っております。

あと、ペンディングになっているところなのですが、91ページの下から92ページの最初のところに、いわゆる選択的夫婦別氏制度の導入についての記述がございますが、これはぜひ推進していただくように私もお願いします。

ここには働きたい人が不便だからとありますけれども、御存じの方も多いと思いますが、私は結婚・少子化問題の専門家でもあります。私が地方を回っておりますと、養子になかなか見つからないから結婚しない。もし夫婦別姓になれば、それで結婚できるとか、私と白河さんが言った婚活ですね。養子になることを前提に婚活をしているけれども、なかなか相手が見つからなくて、結婚を逃してしまう。もちろんそれが全てではございませんが、夫婦別氏制度があれば、結婚して子供を産み、育てている可能性がある人がたくさんございます。私のところにも、自分の家の姓を残したいから夫婦別姓を求めるという団体から、お願いというかヒアリングに来られたこともございます。

もちろん、別に家意識というものがいいとか悪いとか、家意識がけしからんなどと言う人がいるかもしれませんが、現に国民の中に、自分の名前を残したいがゆえになかなか結婚できない、結婚相手が見つからないでいる女性がたくさん存在する。そういう人たちの願いもかなえるために、選択的夫婦別氏を導入していただく要望を私からもお願い申し上げます。

最後の点ですけれども、今、コロナによって若年非正規雇用者の問題が取り沙汰されていますが、一番打撃を受けているのが、いわゆる飲食を伴う接客業で働く女性たちだと思っております。御存じの方も多いかと思いますが、いわゆるキャバクラ店というのは、全国に5万5000店、さらにガールズバーやクラブなども加えれば、相当な数になります。そこで働いている女性たち、もちろん正規雇用されている人はまずめったにいませんので、100万人以上の女性たちが飲食を伴う接客業で働く。もちろんコロナで客が来なくなれば、収入は途絶えるし、逆に再開されたとしても、感染が心配だという声をよく聞きます。そういう意味でも、そういう立場の人たちへの配慮というものを、もちろんここで書くかどうかはともかくとして、いわゆる単にパートやアルバイト、派遣といったときにイメージする人ではない女性がたくさん存在しているということを御認識して、対策していただければと思います。これも要望です。

どうもありがとうございました。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

また同じようにオンラインで、横田委員、お願いします。

○横田委員 コラボラボの横田です。よろしくお願ひいたします。

私からは、これまでいろいろ文書に反映していただいた点が多いので、主に感想です。最後に1点だけ文面に関してお伝えしたいことがあります。

まず、皆さんからもありましたけれども、パブリックコメントが5,600件以上と数は非常に重たく、さらに実情を書きいただいている上に冷静な御意見も非常に多くて、本当に対話の重要性を感じるし、それを意見反映してくださるといふ姿勢をもってこの会が進ん

でいることを非常に歓迎しています。

さらには、女性からの意見だけではなく、多くの男性からの意見も入っていたこと。男性のセクハラもあるのだよとか、そういう男性視点の意見に加えて、男性自身が女性の活躍や男女格差の改善をもっとしたほうが良いという意見もたくさんあったことは、男女共同参画らしいパブコメで、非常にうれしかったというのが1点目の感想です。

2点目、ユースです。ユースチームで傍聴されている方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、就活のセクハラ、あと地域で縛られたくない、私たちも自由があるのだという、本当に率直な当事者からの意見表明があって、公平な機会を強く求めていること、当事者からの声というのはとても大事だと思うので、非常に感心しています。

また、性別だけではなくて、年齢に関する多様性が大事であるという意見は重く受け止めたほうが良いと思います。様々な会議で、若返り含めて変化していく必要があると思います。未来の活力という観点からは、若手の意見をどんどん取り入れてきたいと感じた次第です。

一方で、ユースの皆さんにぜひ読んでいただきたいなと思っているものがあります。2016年に厚生労働省から「働き方の未来2035」というのが出ていまして、働き方自体が柔軟化して、変化していくと書かれたものがあります。皆さんが本当に主力となるときに、今の雇用慣行が守られているか分からない中なので、それを読んだ上で、今後の労働市場がどうあるべきかというのもぜひ考えていただきたいですし、ユースに限らず、今回コロナ禍で新しい働き方がかなり網の目から漏れているということが見えてきたので、少なくとも向こう5年のうちに、新しい働き方の不利になりそうな点、セーフティーネットをきちんと張っておかなければいけない点をあぶり出していく必要があるのではないかと個人的に思っております。

その上で、1点だけ文面に関してお伝えしたいところなのですが、見え消し版の39ページで、小規模事業などの自営業、フリーランスの実態把握をしていく必要があると明記されていて、非常にいいことだとは思いますが、実態把握の上で、正規、非正規だけではなくて、新たな存在として格差につながる可能性がないか、セーフティーネットから、他の立場に対して不利になっていないか、課題抽出までする必要があると考えていますので、実態把握とともに課題抽出まで行う必要があるということを付記していただいたほうがよいと感じました。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

本当に最後になりましたけれども、渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 ありがとうございます。

最初に、皆様と同じ意見ですが、パブコメを真摯に受け止めて、とても分かりやすく対応していただいた男女局の皆様本当に礼を申し上げます。

その上で、さらにこうしたらよくなるのではないかと御提案を申し上げます。

まず、鈴木委員から、エビデンスベースで物事を進めるようにしたらいという御発言がありました。目標が達成できなかったのは、社会運動にならなかったということですが、どうしたら社会運動になるかというのは、何ができて、何ができないかというのを皆さんで見える化することが必要で、それが数値になると非常に分かりやすいです。EBPMは政府の方針でもあるので、それを最初の基本的な考え方のところに入れていただくのが一番いいと思います。どこに入れていただくのがいいのかは、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、例えば12ページの5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項、その辺にEBPM、エビデンスを基に進めましょうということを入れていただくと、とてもよいのではないかと思います。

8ページ目のデジタル化社会への備えを入れていただき、AIだけではなくて広く言っていたのはとてもいいと思うのですが、備えというのは、まだ来ていないという認識に読めてしまう。もう既に来ている時代ですので、備えではなくて、むしろ対応などの言葉にさせていただいたほうが、現状を表していると思います。また、それも産業だけではなくて私たちの生活全般に入り込んでいるので、むしろ日本らしいSociety 5.0という表現がふさわしく、第4次産業革命はSociety 5.0にしたほうがよいと思います。

次に47ページ目に行きまして、科学技術・学術における男女共同参画の部分です。私が言いたかったことの多くを室伏委員が言ってくださったので、そこは省略いたします。

この部分についてですが、49ページ、⑥をここに持ってきていただいたのはとてもいいと思うのですが、アのタイトルが「女性の採用・登用の推進」となっているのにはその後の内容と少し合わないと思うので、「採用・登用の促進と研究力向上」のようなタイトルにすると、⑥もしっかりいくのではないかと思います。

また、⑥なのですが、「男女別の実態を把握するとともに」、最後も「差異、経年変化を把握する」となっています。把握するだけだとなかなか先が見えないので、最初のところは「把握する」でもいいのですが、最後は「分野等による差異、経年変化を分析し、改善策を見出す」など、もう少し積極的に言っていただくと、大きい進歩になるのではないかと思います。

49ページですが、28行目で「国が関与する公募型の大型研究について」となっているのですが、国が関与するものだけではなくて「大型研究はもとより、国が関与する競争的研究費」としていただくのがよいです。実は競争的研究費の多くにおいて、女性がリーダーになれないという大きな問題があるので、それもしっかり入れていただくのが大事かと思えます。

今、世界の流れで、男女だけではなくて男にも女にも属しないというのが当たり前になっているのですが、それをどうやって分析するかということをしなない国は非常に後進国であるという評価になります。近いうちに、ジェンダーランキングという新たな仕組みができる予定ですが、そこではこの方向を重要視しています。今は「性別は聞かない」という時代になっていないようですので、どういう性別なりどういうところに属しているかとい

う事項を研究費に関しても必ず聞いて、きちんと分析して、女性が少ない原因を追究する必要があります。今、日本では研究費応募時にそういう事項を聞いていないのです。性別は名前で判断しているので、正確なデータは取れていないのですけれども、性別データもきちんと取れるようなことは非常に重要ですし、世界からも求められていくので、それをぜひここに入れていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、お約束のとおり2巡目なのですが、25分ぐらいということで、御発言がある方は何人ぐらいいらっしゃいますか。全員ですか。向こうは3人でいいですか。もう全員に近いのですね。分かりました。そうすると2～3分です。

ほぼ全員に回すようにしますので、そうすると2分ぐらいです。多少前後があってもいいと思いますけれども、あまり後ろを伸ばすというふうにはしたくないので、小山内委員から2分程度で。

○小山内委員 まず、文言の部分なのですが、見え消しの5ページの第1部、2の(3)の1つ目の○の文言です。ここに「一方、男性と比較して女性は平均寿命と健康寿命の差が約3年と大きい」とあるのですが、ここは勘違いされるのではないかと考えております。丁寧に言いますと、平均寿命と健康寿命の差が男性は8.84歳、それに対し女性は12.35歳と約3年大きいというふうに、丁寧に明記したほうがいいのではないかと思います。

女性が12年も不健康寿命があるというところに大きな問題があるのではないかと思いますので、御検討ください。

もう一点は第3分野なのですが、ざくっとしたところで、41ページになります。基本認識の真ん中辺りに、安心して暮らすために十分な所得とやりがいと得られる仕事ができ、家族を形成しやすく、暮らしやすい、女性にとって魅力的な地域づくりを目指すということが書いてあるのです。地域の捉え方なのですが、私は青森なので、青森でも青森市とかではなく、もっと田舎のほうの地域をイメージします。そうすると、まず十分な所得が得られない、最低賃金が793円と非常に厳しいです。あと、やりがいと得られる仕事ができるという部分では、会社にはロールモデルがない。ですから、キャリアプランが構築できない。キャリアを持っていても、例えば東京とかでいろいろなキャリアを積んで戻っても、それを生かせないということがあります。あとは、学び直しの場がない。

家族を形成しやすくという部分では、結婚だと思ってしまうのですが、相手の選択肢が少ない。実際にそのように言っている30代女性もおりました。暮らしやすさという部分では、固定的性別役割分担意識が根強い。これはパブコメでもたくさん出ていました。しがらみ強い。あとは病院がない。だから医者を選べない。これは女性と健康ということを考えてときに、パートナードクターを見つけてくださいと言っても、見つけられる段階ではない。ハローワークがない。DV支援が受けられない。これが現状なのです。

そういう地域で、県外に出られる人はまだよいのですが、意見にもありましたように、

出たくても出られない女性たちもいるのです。特に若い人たちがそうなのです。そういう中で、具体的な取組のところに「多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じた取組を」と書かれておりますが、その内容として、具体的には書かれていませんけれども、ジェンダー統計で地域の課題をしっかりと客観的に洗い出すというのはもちろんなのですが、先ほどお話しさせていただいたような、当事者の女性たちの声を聴くということが非常に大事だと思います。

地方交付金を使って事業を実施しますと、どうしても偉い人たちばかり、会社の経営者や有識者だけが集まって、何をしようかみたいな話合いがなされて、本当にそこに当事者の声がしっかり盛り込まれているのか、実効性のある施策が構築できるのかという疑問が非常にありますので、ぜひ当事者の声を吸い上げる場をつくるということと、ひいては当事者がしっかり参画していくということと、各地方自治体にはやっていただきたいと思っておりますので、もっと簡単な文章でいいですので、そういったことに通じるようなことを盛り込んでいただければと思います。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

小西委員、お願いします。

○小西委員 1つだけなのですが、大事なことを言い忘れてしまったので、お願いします。

第5分野の53ページの基本認識の②です。「暴力は、自己肯定感や」と始まるところで、「暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違い等が存在しており」となっているのですが、これは女性に対する暴力に関する専門調査会が始まった当初は、DVを主な対象として扱っていたために残っているような気がします。男女が置かれた状況の違いだけで、例えば今、中心的な対象としようとしている性暴力が起こるわけではないです。今回あった国会議員の方の発言などでも、女性はうそをつくものだとか、本気で抵抗すればレイプは起きないのだというのは、アメリカだと1970年前後ぐらいから、rape myths、強姦神話と言われてきました。神話という言葉はよくないので、偏見というべきだと思いますが、この発言はそういう古典的な偏見の典型として挙げられてきたもので、ファクトとして、実際に女性はむしろ過少の表現をすることが多いということは、統計的というかエビデンスとしては分かっていることなのです。

そういう意味では、むしろ根深い偏見の問題というのが全く考えられていないと書いてあるので、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見が存在しておりみたいに、性暴力に関する偏見というのをに入れていただきたいと思っております。

女性に対する暴力根絶に関しては、男女間の格差是正はもちろんですが、そういうファクトが日本はすごく弱いです。質の高い疫学的な研究というのが、海外にはたくさん豊富な実証があるのに、日本にはほとんどないと言ってもいいくらいなのです。ですから、ここは格差是正や偏見に対する意識を変化させることで、その基になる実証を得るこ

と。文言は少し変わってもいいのですけれども、それを書いてほしいと思いました。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

白河委員、お願いします。

○白河委員 白河です。それでは、時間の許す限り。

まず、4ページ目の上から「テレワークは」という記述がございます。ここで、テレワークは場所の柔軟性なのです。時間の柔軟性であるフレックスというものをぜひ入れていただきたいと思います。ここに書いてあるテレワークとフレックスの効果はほとんど似たようなものだと思うのですが、「参画を促す好機でもある」の後に、テレワークだけではなく時間の柔軟化、フレックスタイム制も同等の効果を持つ。女性特有の長期の時短勤務の取得でキャリアが妨げられることを防ぐ意味でも、働き方における時間の柔軟化についても進めてほしいという文言を入れてほしい。フレックスタイム制度を今回テレワークと同様に採用している企業がかなり多いのです。

女性のキャリアに関しては、フレックスタイムというものの効果が大きかったので、ぜひこちらもう少し記述をしていただきたい。

10ページは「#MeToo」というのが消えているので、これは消えなくてもいいのかなど。

それから、このような被害を根絶せしめる声というのがその下にあるのですけれども、そこにぜひ「フラワーデモ等」と入れていただければと思います。

今回男性に対しての記述が、重点方針に比べると非常に少ないと思いました。男性育休は32ページの15行目辺りから、多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組を促進する中に入っています。今は義務化なども労政審で話し合われている最中なので、もう少し踏み込んだ記述を入れてほしいと思いましたし、具体的な施策に関しては、中には入っているのですけれども、両親学級を開催したり、企業主導の父親学級を開催したところには「えるぼし」や「くるみん」で加点をする。少子化大綱にもありましたが、有価証券報告書等に男性育休取得率の記載をする。やり方に関しては、現状の1か月前申請を期間が8週間未満の場合かつ男性の場合は、育児休業開始は出産予定日を開始日とし、出産後に変更可能とするなどのような柔軟な届出の仕方というふうにしていただければと思います。

また、出産直後の休暇というのが重要で、これは男性の産休を新設するという考え方もいいのではないかと思います。その産休期間の給付金は実質的に100%。これは今、フランス等が設けている制度に似ているものでございます。

就活セクハラに関しては、ユースから、ワンストップ支援センターでの対応を求める。全国的な実態調査をしてほしいという声もありましたので、これもぜひ入れていただければと思います。

自分の時間が終わりました。以上です。

ありがとうございます。

○佐藤会長 ありがとうございました。

末松委員、お願いします。

○末松委員 私からは、第6分野について少しお話しさせてください。

第6分野のところで取り上げていただくのが一番いいのかなと思うのですが、高齢者のお話でございます。地方でかなり超高齢化が進んでいる中で、高齢者に対する書き込みが、女性の貧困のことや低年金、就職のことは書いていただいているのですが、それとともに、認知症から来る暴力について、今、本市に子育ての分野の子ども家庭支援課という課がありますが、そこに来る相談が、日に5件来ればそのうち4件あるいは3件は、高齢者の方たちが配偶者から受ける暴力、それから子供たちの夫婦から受ける暴力というもので、家を追われてしまうけれども女性センターにはなかなか行けないので、介護施設にお世話になるという状況です。

そのようなことが、超高齢社会になると今後必ず問題が発生してくるという中では、第6分野で高齢者についてももう少し踏み込んだ記述をしていただいてもいいのかなと思います。

⑤認知症の一人暮らしのところの中で、住み慣れた地域の中で自分らしく続けられるよいうことこの次に、認知症施策対策推進大綱という形ではありますが、その後、住民等を中心とした地域の支えの仕組みづくりという、まさに互助の取組のお話を書かれているのだと思います。こういった地域の互助の取組、地域づくり協議会や民生委員の皆様方が一緒になってやっていくとなると、それぞれの地域での高齢者福祉計画との連携というものをもっと少ししっかり取っていく必要があると思いますので、この辺で高齢者福祉の話も入れていただければと思います。

とにかく相談するところがないという形の中で、そういうところに75歳以上、80歳といった女性が毎日来ているという状況であります。特にコロナで非常に増えたというところがございます。

その後、⑨のところ、都道府県や市町村に対する支援と虐待の未然防止と書いていただいております。この辺のところ先ほどの相談業務であったり、⑤と⑨は非常に連携すると思いますので、先ほどの高齢者福祉の部分の観点、あるいは介護の観点、それから認知症とは切っても切れないのだと。男性が認知症になった場合は特に女性に暴力が非常に激しくなっておりますので、認知症の一番最初がそういう段階であるということも、ケースワーカーの方からもよくお話があります。そういった人材も含めて、福祉とともに暴力をなくしていくということが非常に大事なかなと思っておりますので、その点は、今後の超高齢社会に向けての部分も書いていただいてもいいのかなと思います。

その次のページの外国人のところではありますが、①の下に3点ほど黒ポツで書いていただいておりますのは、ものづくりの町は外国人集住都市が非常に多い中でありましてけれども、それぞれの市町村で進めていかなければならないことを書いていただいておりますので、この辺に向けて法的なことや、先ほどの高齢者とも一緒に、相談業務という中での人材が非常に不足しております。相談体制を充実していくためにも、母国語の通訳の方や、

タブレットも使っているところが結構あるのですが、外国人が集住している都市は非常に厳しい財政状況があるかと思えます。そのようなことをした上での相談業務の体制あるいは財政的な支援も少し考えていただければありがたいと思えます。

教育のほうは、外国人に向けては随分進んできたかと思っておりますが、就労あるいはこういったところについては法的な部分も含めてまだまだ難しいかなと思っております。

最後、107ページ以降の推進体制のところでございます。地方公共団体への取組の充実ということで、110ページに書いていただいておりますが、男女共同参画計画について策定が進んでいない町村に焦点を当てるということで、策定状況の見える化をしていくとあります。市町村において策定されるように今後促していくと書いてありますが、これではかなり弱いと思えますので、策定をさせるというぐらいのことをぜひ書いていただきたいと思えます。

行政によっては、男女共同参画課や女性活躍推進課のような行政組織がないところがまだまだたくさんありますので、そのような施策をしていくにわたっても、男女共同参画ということが中心になってこようかと思えますので、そのためにも、ぜひ策定をさせるというところまで持っていくべきだと思いますし、その策定をした後には、実施計画をつくっていくところがたくさんあるかと思えますので、実施計画をつくっていかないと基礎自治体は進めていけないので、実行部隊はやはり基礎自治体ですので、県のくだけは書いていただいておりますが、もう少しその辺の基礎自治体へのくでも推進体制の強化のところを書いていただけると、私たちも張り切ってやっていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 2点申し上げます。

一つは、5ページ(2)の人口減少社会のところの最後の○の8行目、「人口減少下における就業者等の社会の担い手の確保や」というところなのですが、(2)全体のインプリケーションというのは、育児と就業の両立ができないとか、男女間の役割分担意識が強いとか、経済的困窮があって結婚ができないとか、理想の子供数が持てないとか、そういうことだと理解していたのですが、そうだとすると、この人口減少下における担い手の確保という目的は必要なかどうか。全体のためにではなく、1人当たりの生活水準や豊かさ、所得、生産性を上げることが重要で、担い手を増やしても、1人当たりで変わらなければあまり意味がないと思えます。もちろん個別の分野をみればミクロ的には人手不足の問題があるわけですが、日本全体として見たときに、人が増えているときは失業対策や雇用対策が必要だといって、減り始めると突然担い手不足だというのは非常に怪しげな話です。これまで人が増えたことで豊かになったわけではありませぬし、私はAIで仕事なくなることはないと思っておりますが、デジタルトランスフォーメーションというのは人手を相当減らしていける可能性が高い話です。従って、基本的なコン

セプトとして、女性の活躍推進が担い手不足対策にもなるというところまで書く必要があるのかどうか。むしろ、この部分はないほうがいいのではないかと思います。

もう一点は30ページです。細かくて恐縮ですが、皆様がこのままにすべきだということであればそれで結構なのですけれども、就活生へのセクハラについて、このように例示することは誠に重要なことだと思う一方、ワーディングとして「弱みに付け込むような行為」というところが気になります。弱みに付け込むかどうかにかわらず、どのような態様であっても、就活生に対するハラスメントは不法行為ないし犯罪です。

私も学生さんの面接をよくやるのですけれども、何か弱みがあるという言い方は学生さんに対して失礼ではないかと思います。学生数の減少で構造的には売り手市場ですから、学生さんも企業側を相当厳しく評価しているという現実があり、企業側からしても「弱み」という言葉には違和感があります。もう少し中立的というか普通の言葉で表現できないものでしょうか。「付け込むような」の「ような」というのもよく分かりません。ただちによいアイデアはないのですが、「学生の立場に付け入る行為」くらいでしょうか。今回、暴力の根絶のところでも、「恥じているために」相談できないという言い回しを「言い出しにくい」と普通の言葉に書き換えていただいていると思います。皆様がこのままの表現にすべきだということであればそれで結構ですが、「弱みに付け込むような行為」という表現は現場感覚からすると違和感があると申し上げておきます。

以上です。

○佐藤会長 この部分は、厚労省の政策のほうに書かれているので、その辺も見ていただいて、やっていただければと思います。

種部委員、よろしく申し上げます。

○種部委員 2分しかないのですけれども、10項目あります。

第7分野、健康の分野のところに入ります。パブコメはたくさん読ませていただいたのですが、男性のことが薄いと書かれているのはそのとおりだと思います。そして、もう一つはトランスジェンダー。そろそろそういう言葉が出てきてもいいのではないかと思うのです。第4次計画のときにも書き込む場所がなくて、困難を抱えるの中に入っているのですが、LGBと違ってトランスジェンダーは必要なのが医療です。ですから、分野の名前になりますけれども、「生涯を通じた女性の健康支援」ではなくて、性とか性差を考慮した、Gender-Specific Medicineのほうとして捉えていただくと、トランスジェンダーについても医療が入る。この国にトランスジェンダーの医療に関することを書いた計画はどこにもありませんので、それを含めて、男女ではなくて、性差を考慮した健康支援としてはどうかというのが1点です。

75ページの基本認識の下から3つ目、不妊治療の保険適用につきまして、保険適用にするのは結構なことかと思うのですけれども、まずその前にプレコンセプションケアがあるということで、これは必ずセットで入れていただきたいと思います。

産む年齢が若ければ、不妊治療は要らない人もいるわけですから、保険診療プラスそち

らを前向きに出して、産むか産まないかの選択を自分で決められるようにしていただきたいと思います。

77ページ、基本的方向のところですが、一番上にヘルスリテラシーのことがあります。先ほど納米さんがおっしゃっていましたが、これこそユネスコのセクシュアリティエデュケーションガイダンスの中身そのものです。セクシュアリティエデュケーションガイダンスというのは何も避妊とかだけではなくて、いつ産むのか、どうやって産むのか、暴力の防止も含めて書かれているものですので、プレコンセプションケアとしてユネスコのガイダンスを取り入れることをぜひお勧めしたいです。

囲んであるところの最後、男性についても更年期障害がある。そのとおりなのですが、男性のことが少し薄かったなということと、御意見の中に、自殺のことがたくさんありました。男性の自殺についてぜひ書いてくれと。男性という着せられているものが大き過ぎて、男性が生きづらいということはたくさん書いてありました。先ほど山田先生がおっしゃっていましたが、男性が孤立するリスクは、ここに「退職により」と書いてあるのですが、退職だけではなくて、もともと孤立しやすい生き物であるというところで、性差医療に共通することではないかと思うのです。ですから、退職ということではなくて、社会的なフレイルであるということを書き込んで書いていただきたいのと、自殺を書き込んでいただきたいです。

78ページ、⑤に緊急避妊について書いてあります。今回明言していただいたことは評価したいと思います。これはOTCを考えているのだと思うのですが、毎回緊急避妊を繰り返すようではいけないわけです。緊急避妊の背景には暴力があったりする場合があるわけですから、そこから医療機関にきちんとつなげること、そして、一度だけの緊急避妊ではなくて、ピルにきちんとつなげて、自分で産む産まないを決められるような状況にするためにということセットで書いていただきたいと思います。

そのためには、敷居の低いクリニックが必要です。パブコメにたくさんありました。ユースクリニックとか、敷居の低い包括的な健康支援をする医療機関が足りないということで、それもセットにしないと、緊急避妊、OTCだけでは話がまずいと思っています。

79ページに行きます。⑧産後鬱のところですが、産後鬱を防ぐために男性の育児休業ということだけが書かれているのですが、そうではなくて、パートナーがいない人も当然いるわけです。それを考えますと、社会化が必要だと私は思っています。家事・育児のサポートなどの視点が抜けていると思いました。そして、男性の育児参画、育児休業のところは先ほど第2分野のところにございました。その中にもトイレのことが書いてあるのです。重複していると思いますので、これは第2分野のほうに譲り、どちらかといえば育児の社会化、家事サポートも含めてということを取り入れていただければと思います。

長くなってすみません。80ページの⑩10代の人工妊娠中絶のところですが、パブコメにもありましたが、この国の中にある避妊法の選択肢が少な過ぎる。安全な中絶方法も受け入れられていないという医療技術の問題があります。それに対する希望が非常にたくさん書

かれておりましたので、②が「相談指導の充実を図る」という文言で終わっておりますけれども、教育や相談体制だけではなくて、きちんと医療のリソースを増やしていく努力をする必要があると思います。ぜひ書いていただきたいと思います。

同じ80ページの下⑥は、なぜか思春期から若年成人期までのがん罹患とかがん治療によるものだけしか書かれていません。がんによって妊娠できなくなるとか、そういう相談体制の意図ではなくて、ライフプランのことを言っているのだと思うので、これは意味が変わっていると思います。

最後、81ページの更年期についてです。一番下の③の項目であります、「就業等や社会生活の質を低下させる」というのはなぜ抜けたのか。パフォーマンスが低下するということはパブコメの中にたくさん書いてありました。更年期は非常にパフォーマンスが下がる状況にあります、その状態の中でキャリアを貫くことが苦しい状況に追い込まれている。社会的にもいろいろなものを背負っているということで、更年期は非常に大事な年齢であると思っています。ですから、パフォーマンス低下を防ぐためという意図だったわけですが、なぜか「就業等や社会生活の質を低下させる」というのが抜けておりますので、これは基本的な認識を変えていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

徳倉委員はあれだったので、納米委員。

○納米委員 78ページです。緊急避妊薬についてはたくさんのパブリックコメントが寄せられましたので、これを書いていたのは大変よかったと思います。

ただ、「避妊をしなかった、又は、避妊手段が適切かつ十分ではなかった結果」という文言は削除してもよろしいのではないのでしょうか。現状では、女性にとって避妊の手段は限られていますし、女性が求めても相手が避妊に協力してくれないこともあるわけです。それを含めて「避妊しなかった」という表現になってしまう可能性があるので、適切ではないと思います。また、100%の避妊手段はないわけです。ですので、この文言は要らないというのが1点目です。

第7分野全体に対して、パブリックコメントで、産むことへの支援に偏っているという印象があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライフ」というのは、いつ何人子供を産むか、産まないかを自己決定する権利であるという視点が薄いのではないかという意見が寄せられておりました。

また、ライフステージということ年代と変えたことによって、「妊娠・出産に対する支援」という項目が立てられました。それはそれでいいと思うのですが、そのことによって、より産むことへの支援に偏っているという印象が強くなっていると思うのです。ですので、先ほど種部委員がおっしゃったような80ページの②のところや、もっと上のところで、78ページの緊急避妊ピルのことを書いた辺りに、バース・コントロールへのアクセスや安全な中絶方法へのアクセスのことについて記載をしてはどうかと思います。日本

では挿把法しか認められていないということに対する意見が大変たくさん寄せられております。

もう一点は、少し遡って70ページの離婚後の子供の養育のことについてです。

70ページの19行目から20行目に「子供の最善の利益を図る観点から、父母が離婚した後の子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進める」と書き足されております。くれぐれもこの点は慎重に行っていただきたいのです。というのは、共同親権を採用している国に実際に視察に行ったのですけれども、その国では、子供の転居については、同居親は非同居親と協議しなくてはならないことになっているのです。では、どれくらいの距離の転居のときに協議が必要ということになっているのですかと聞いたのですが、それは個別の案件の取決めによるということなのです。なので、同学区内でも対象になることもあれば、州をまたぐ場合に対象になるという場合もある。それぞれだということなのです。

また、相手が転居に同意しないことで、同居親の転職がままならなくなるとか、いろいろなことが起きているということがありますので、そういったことが本当に子供の最善の利益にかなうのかどうかということについては、慎重に検討いただきたい。

面会交流も、コロナの影響だと思っておりますけれども、FPICは新しい受入れをやめているのです。新しい契約を取らないのです。そういう中で、どのように安全・安心を確保した面会交流を進めていくのかということは、計画ではなくて運用になると思うのですが、よく慎重になっていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

皆さんに御協力いただいて順調ですが、大臣の予定もあるので、御質問は10分ぐらいまでに終わるといいなという感じです。

それでは、原委員、お願いします。

○原委員 私のほうから簡単に3点、第5分野のところでは。

暴力専門調査会でも何度も発言していますが、相談員の待遇改善です。パブコメにも書いてありましたけれども、ぜひ若い社会福祉士を目指す学生さんたちに、この分野の相談員、支援員になってほしいと。誇りもあり、生活もちゃんと送れる相談員というものをつくっていきたいと思います。

ちょうど納米委員もおっしゃったのですけれども、養育費の不払いの問題や面会交流について、市町村の配暴センターの設置促進とともに、取組は進めていけるものではないかと私は思っていますので、配暴センターの設置促進をさらに強化してほしいと思います。

最後に、予防教育についてなのですが、ネットからの教育も効果があると思っていますので、若年層に対する予防啓発の一つに、ネットを通した予防教育。これはエビデンスも少しずつ積み上がってきていますので、そういうものに基づいた教育を行うことによって、学校教育との連携もしやすくなるのではないかと考えています。

私からは以上です。

○佐藤会長 堀江委員、お願いします。

○堀江委員 ありがとうございます。

私からも簡単に3点になります。

1点目は、先ほどから男性の記述が少ないということで、男性育休についても入れていただきたいなと思っております。

32ページ目に関しまして、企業の男性育休・産休というところがあったかと思うのですが、先ほどもあったように、産後鬱が今後も広がっていくということも考えられますので、産休の義務化というところの部分、今、フランスなどはかなり進んでいたり、話合いも進んでいるところにもなるかと思っておりますので、その辺りのところをもう少し踏み込んで書いていただきたいなと思っております。

先ほどのコロナ禍の調査のところでも、両親学級が病院など強制的なところで実施されていないことによって、男性のパートナーの意識や知識がなかなかないということもありますので、オンラインも含めた両親学級を企業で実施していくと、先ほど白河先生からあったように、「えるぼし」などにかけるとか、そういったところでのプラスアルファみたいところを具体的に書いていただくとか、有価証券報告書に男性育休の数値の記載ということは、ESG投資のところにもつながってくるかと思っておりますので、その辺りを明記いただけるといいかと思っております。

先ほど種部委員からもありましたけれども、パートナーがいない方ももちろんいらっしゃいますので、産後のケアというところに関しまして、社会化、それから義務化や無償化など、そこはしっかりと本当に最後のとりでを押さえていくというところを、特にコロナ禍では維持いただきたいなと思っております。

2点目、91ページ目にあります夫婦別姓に関してです。先ほど山田委員からもありましたけれども、まず、ここをしっかりと書いていただいたというところはすごく重要なことだと思います。

ただ、私自身も経営者でありながら結婚している身であるのですが、通称の拡大だけでは足りないということは現状感じております。運転免許証もマイナンバーも会社の登記も全て旧姓併記をしています。ほぼ意味がないというか、ただ書いてあるだけという感じで、何の効果もないなということを感じております。今後、女性活躍というところで、経営者だったりとか、あとは海外での活躍をしていく上で、通称の拡大だけでは何の意味も持たない。戸籍上が変わってしまうと全ての実績がなくなってしまうということがありますので、通称を拡大するのではなくて、夫婦別姓をしっかりと進めていくというところで、ペンディングと書いてありましたけれども、民法の記載とかも気になっておりますが、もう少し具体的なことを組み込んで書き入れていただく。ペンディングした先には、記載していただくということを強く要望させていただきます。

ここがないと、活躍だったりとか、先ほど山田委員もおっしゃっていたような、結婚が

遅れてしまうという方に対しての対策にならないかと思っておりますので、お願いできればと思います。

最後に不妊治療のところなのですが、医療費に適用するところをようやく書いていただいたという感じですが、すごく素晴らしいことかと思っております。プラス、不妊治療だけではなくて、出産費用のところに関しても、ここまで少子化でこれからどんどん少なくなっていくとなったときに、ここはすごく重要なのではないかと思っております。今、日々数万円単位で使わなければいけない状況にある中で、ある程度の所得がない方というのは、産み控えというのが出てくるのかなというのは大変感じております。

あと、33ページにあったような、企業における不妊治療との両立の意識というところは、書いていただいたのは素晴らしいかと思うのですが、マネジャーだけではなく、当人の不妊治療、それから先ほど種部委員がおっしゃっていたようなプレコン、更年期障害などの知識があまりにもない方が多いかと思っております。先ほどの緊急避妊なども含めてだと思っておりますけれども、企業の中でもそうですし、教育の中でも、そういったものがまずあるということを知ること自体がまだまだ薄いなと思っておりますので、教育現場やネットなども含めてだとは思っておりますけれども、そこをアプローチしていくところも記載が必要かなと思いました。

以上になります。

○佐藤会長 室伏委員、お願いします。

○室伏委員 ありがとうございます。

75ページから82ページまでに、女性の医療についての記述がございます。種部委員が詳しくお話してくださいましたが、非常に細かくいろいろなことに配慮された記述がされているのですが、全体を通す一つのコンセプトがあっても良いのではないかという気がいたします。

いわゆるヘルスリテラシーの向上と、少子高齢化社会を見通した政策の企画立案といったものについて、どこかに骨として記載していただけると、後の説明が読みやすいのではないかと考えております。

108ページにもこの点について記載があるのですが、全体に散らばっているよりは、まとまった記述にしていただくと充実した内容になるのではないかと考えたので、検討していただければと思います。

今からでは、大変かもしれませんが、もう一度ご検討いただきたいと思っております。ありがとうございました。

○佐藤会長 山田委員、お願いします。

○山田委員 山田です。

まず、鈴木委員のおっしゃっていた、就職において弱みに付け込んでというのは、別に私はこだわっているわけではないですので、ぜひ適切な表現に直していただければと思います。

あと、これから数値目標というふうに入っていくと思うのですが、男性育休に関しては、単に取得率ではなくて、日数も加えた目標をぜひ掲げていただければと思います。

時間がないので第3点目ですけれども、LGBTに関する記述をもう少し増やしていただければと思います。もう時間がないので具体的には言いませんけれども、例えば「性別に関わりなく」というところに、できれば性的指向や性自認に関わりなくのようなものを多少なりともちりばめていただければと思います。

もう一つ、申し上げませんでしたけれども、欧米、特に同性結婚が認められている国々では、主にレズビアンカップル同士で子供を産んで育てている方が結構いらっしゃいます。実は日本でもそういう方々は結構いらっしゃって、もう社会学者の中では調査研究が進んでいるところです。そういう方への支援は、もちろん性別に関わりない支援というだけではなくて、少子化対策にも実は役に立つと私は思っております。

以上です。失礼します。

○佐藤会長 横田委員、お願いします。

○横田委員 ありがとうございます。

私は文言修正ではなくて、ジャストアイデアの意見表明のみさせていただきます。

種部先生が地方議会の施策の見える化をしたほうがいいのではないかとおっしゃっていて、大賛成です。個人的にはさらに広げて、日本版ジェンダーギャップ指数みたいなものを出していったほうがいいのではないかと考えています。

男女ともに住みやすい地域を選ぶ、これから地方の移住先を選ぶという観点でも、複合的な指標が絡み合って住みやすい地域というのは見える化される。例えば指導的立場の男女比率、共働き率、男性の家事労働比率、保育所の環境整備など。自治体さんは嫌がるかもしれませんが、計画策定の参考となり、目指すところが見えやすいのではないかと思っております。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

最後に渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 私は1点だけです。

御説明の中で、性暴力が一番深刻だというお話がありました。性暴力の専門家ではないのですが、それは私でも非常によく理解できます。

そのときに、暴力撲滅というスローガンだけでは解決しないということをこの委員会は認識すべきだと思います。橋本大臣がよく御存じだと思いますけれども、スポーツでも必ず暴力の問題というはある頻度で社会問題になります。どこでもスポーツにおける暴力撲滅というのはスローガンで言っています。でも減らないです。

これは学術会議の委員会で検討したのですが、そこには原因があるのです。一つは、指導者の経験主義。短期的に見ると、暴力は実は効果があるのです。長期的には効果はないけれども、気が引き締まるなどという効果があるために、減らない。特に指導者が

そういう経験で育ってきてしまった場合には非常に深刻な問題です。もう一つは、行き過ぎた競争から解き放ってあげないと、暴力は減らない。こういう分析をしました。

ですので、性暴力に関しても、なぜ減らないのかというのを、スローガンに頼ることなく、データに基づき分析していくような取組もぜひ入れて、本当に本質的な問題にメスを入れて、解決していくような方向をぜひ見つけてほしいと思います。

以上です。

○佐藤会長 まだまだいろいろな御意見があるかと思えます。

今日、かなり無理を言って、ポイントだけ御意見をいただいた面もあるかも分かりませんが、この後、もし表現、とりわけこういうふうにしたほうがいいのかということ事務局に出していただくのは歓迎ですし、御意見についてうまく入れられるかどうか分かりませんが、大事なことを言い残したということがあれば、出していただいてもいいですね。

○橋本大臣 もちろん大丈夫です。

○古瀬推進課長 また御連絡します。

○佐藤会長 ただ、その上でまとめなければいけないので、今日たくさん御議論いただいて、そういうものを入れたほうがいいのかというものが多々ありました。調整の具合もあるので、全て反映するというのは難しい面があるかと思いますが、できるだけ皆さんの御意見を反映したいと思えます。

今後、事務局と私で、今日の皆さんの御意見、あと1日か2日の間で表現等をいただいたものを踏まえて修正させていただいて、できるだけ皆さんの御意見を反映するように努力したいと思えます。

これまでのあれで事務局は優秀ですので、かなりやっただけだと思います。

それから、今後については私に御一任いただくということによろしいでしょうか。

(委員首肯)

○佐藤会長 できるだけ頑張りますので、よろしくお願いします。

それでは今後、今日の御意見やここ数日でいただいたものを踏まえて調整させていただいて、基本的な考え方が取りまとめられましたら、男女共同参画会議に上げて御議論いただき、その後、内閣総理大臣に答申させていただくという手順になります。その後、政府は答申を踏まえて、成果目標等を踏まえた基本計画案を策定することになります。そういう手順ですので、よろしくお願いいたします。

最後に、橋本大臣から締めくくりの御挨拶をいただけるということですので、よろしくお願いいたします。

○橋本大臣 長時間にわたりまして、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

全ての分野において貴重な御意見をいただきました。特にパブコメ、そしてユースの声を提示させていただいて、事前に読んでいただいて、それを反映するためにどうすべきか

という御意見をたくさんいただいたということは、本当に私自身も大変うれしく思っております。ただ、御意見を言い足りなかったところが多々あると思いますので、少し時間は短いかもしれませんが、今日言い尽くせなかったこと、ここは絶対にしなければいけないのだという御意見を、事務局に宛てていただければと思っております。

このコロナ禍におきまして、私自身いろいろ感じていることは、ウィズコロナあるいはアフターコロナを見据えていく上で、今までもっと進めていかなければいけなかったかもしれない問題点が進んでいなかった。でも、このコロナにおいて問題点が大変浮き彫りになりまして、進めていかなければいけない物事がはっきりと分かったということにおいても、これは一つの大きなチャンスとして捉えて、5次計画に盛り込んでいかなければいけないと思いました。

局長が替わりまして私が最初に申し上げたことなのですけれども、内閣府というところはやはりコーディネーター役なのかもしれません。でも、外務省であったり、厚生労働省であったり、法務省であったり、あらゆる施策に対して、ここに盛り込んでいくことについては、待っているのではなくて、内閣府が各省庁にいい意味で乗り込んでいって、そしてしっかりとまとめて前に進めるという姿勢が必要なのだと。だからこそ、内閣府というのは重要であるのだということで、パワフルに、林局長には最初の際にお願いしたわけです。

今回も、こうやって多くの国民の皆さんを日々率いていただいている専門委員の先生方だからこそその意見をいただいたと思っております。当然のことですけれども、この男女共同参画会議の第5次基本計画というのは、国民の皆さんのものなのです。国民の皆さんの声が反映されて、そして、これであれば絶対に明るい未来が築けるのだというふうな分かりやすいものにしていかなければ意味がないと私は思っているものですから、いま一度、国民の皆さんのための第5次計画をしっかりと作り上げて、そして育てていただけるような計画を策定できるように全力を尽くしてまいりますので、本当に出来上がるまで、ぎりぎりまでも御意見をいただければ、会長には大変御苦勞をおかけするかと思いますけれども、もっと踏み込んだ文言を書きたいところが実はたくさんあるのです。それを今、ペンディングにさせていただいておりますけれども、これはどうするかというよりも、前に進めるために今、保留にさせていただいたということでもありますので、全力で各党とも相談をしながら、できる限りの御意見が反映できるような5次計画にしていきたいと思しますので、これからも御支援、御指導をよろしくお願い申し上げます。

今日は長時間ありがとうございました。

○佐藤会長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○古瀬推進課長 次回の会議につきましては、会長と相談しまして、またメールにて御連絡をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○佐藤会長 専門調査会の検討はここまでということですが、コロナ禍でイレギュラーな運営であったり、今日も皆さんに短期間で御発言いただいて、かなり無理もお願いしましたけれども、御協力いただいてどうもありがとうございました。

それでは、本日の専門調査会をこれで終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。